

# 建設環境常任委員会会議録

〔令和5年6月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

# 筑紫野市議会 建設環境常任委員会 審査日程

令和5年6月22日(木) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ペー ジ
10:00	陳情・要望等 第3号	「国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情書」について	商工観光課	4
	所管事務 報 告	令和4年度実施済の支援事業について	商工観光課	14
	所管事務 報 告	物価高騰対策事業について	商工観光課	19
	所管事務 報 告	筑紫野市水道経営戦略等について	上下水道 料金総務課 ・工務課	22
	所管事務 報 告	水質調査等の結果について(平等寺地区)	環境課	33
	所管事務 報 告	一般廃棄物処理基本計画について(ごみ、生活排水)	環境課	42
	所管事務 調 査	大規模太陽光発電所(メガソーラー)について	環境課	47
	所管事務 報 告	第二次都市計画マスタープランの中間見直しについて	都市計画課	55
	所管事務 報 告	筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金 及び 筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金について	建築課	62
	所管事務 報 告	筑紫駅西口土地区画整理事業の進捗状況について	区画整理課	69
	所管事務 調 査	橋梁長寿命化促進事業の進捗状況について	維持管理課	73
	所管事務 調 査	山神ダム周回道路、キャンプ場について	維持管理課 農政課	75
	所管事務 調 査	森林ボランティアについて	農政課	81
	所管事務 調 査	令和5年度事務事業予算(100万円以上)について	建設部 環境経済部	84

令和5年第4回（6月）筑紫野市議会定例会  
建設環境常任委員会

○日 時

令和5年6月22日（木）午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員（7名）

委員長	宮崎吉弘	副委員長	段下季一郎
委員	田中允	委員	横尾秋洋
委員	辻本美恵子	委員	城健二
委員	前田倫宏		

○欠席委員（0名）

○傍聴議員（12名）

議員	八尋一男	議員	白石卓也
議員	坂口勝彦	議員	上村和男
議員	山本加奈子	議員	佐々木忠孝
議員	赤司祥一	議員	西村和子
議員	原口政信	議員	古賀新悟
議員	吉村陽一	議員	春口茜

○一般傍聴者（1名）

○出席説明員（23名）

建設部長	野田清仁	都市計画課長	鶴川和宜
計画担当係長	堀尾圭吾	計画担当主任	脇田政司
建築課長	永利啓次	建築担当係長	河野友宏
土木課長	山田学	区画整理課長	山田和成
維持管理課長	菊武秀明	維持管理課長補佐	山内和彦
維持担当係長	坪井望	環境経済部長	平嶋顕治
環境課長	八尋優一	環境保全・廃棄物担当係長	荒井健治
農政担当係長	橋本泰晴	農林土木担当係長	松永崇臣
商工観光課長	川口隆	商工観光担当係長	武藤智史

商工観光課主任 古賀朗宣  
財務管理担当係長 勇川大輔  
水道担当係長 鶴岡靖生

上下水道料金総務課長 伊藤幸満  
上下水道工務課長 深見勝彦

○出席事務局職員（3名）

局長 荒金達  
主査 森敬

課長 大久保泰輔

開会 午前10時00分

○委員長（宮崎吉弘君） 皆様、おはようございます。皆様おそろいになりましたので、これより会議を開きます。

会議に先立ち、委員席の指定の協議を行います。現在、着席されている席は、期別年齢順となっておりますが、もしよろしければ、現在御着席の席を委員席として指定したいと思えますけれども、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしとのことですので、委員席については、現在御着席のとおり指定いたします。

続きまして、傍聴の件をお諮りします。

はじめに、12名の議員が委員会の傍聴に出席してありますので、先に報告しておきます。

続いて、本常任委員会に一般の市民の方1名より委員会審査の傍聴の申出がっております。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。よって、傍聴の申出を許可することに決しました。

ここでしばらく休憩いたします。事務局は入室の案内をしてください。

〔傍聴者入室〕

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

会議に入ります前に念のため申し上げますが、会議中発言のある方は挙手をしていただき、委員長から指名を受けた後に発言していただきますようお願いいたします。それと、今、携帯も鳴ってございましたけれども、携帯を今一度、マナーモードもしくは電源を切っていただくようお願いして、進めたいと思います。

それでは、お手元に配付しております日程に従い本日の会議を進めます。

なお、本日の委員会閉会后、協議事項として議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、委員の皆様よろしくようお願いいたします。

それでは、陳情・要望等（第3号）、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書の件を議題といたします。

まずは、内容を確認したいと思います。事務局に朗読させます。

事務局。

○議事課主査（森 敬君） 陳情・要望等（第3号）、国に対し適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情書。

陳情趣旨。

長年、デフレが続く我が国において、新型コロナは経済にさらなる打撃を与え、その回復の見通しが立たない中、コストプッシュによる物価上昇も加わり、地域経済は一層疲弊しています。そうした状況下で、2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が始まる予定です。インボイス制度は事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものです。適格請求書（インボイス）を発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税納税の義務が発生します。また、課税事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためにはインボイスが必要となるため、免税事業者は取引から除外される可能性があります。個人事業主、フリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、シルバー人材センターの仕事をする高齢者など広範な事業者には負担増が強いられます。

一方で、現在、課税事業者であっても、シルバー人材センターのように支払先の多くが免税事業者であり、その支払先がインボイスを登録しない場合、仕入税額控除ができず、多額の税負担が発生します。また、日本俳優連合（理事長西田敏行氏）では、年間合計1億円程度になる2次使用料を延べ数万人に1件1円から分配しており、そうした多数の出演者に対して課税か免税かを調査すること、個別協議等を行うことは不可能とし、是正を求める声明を発表しています。

そのほか、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、全国建設労働組合総連合、中小企業家同友会、日本チェーンストア協会、日本漫画家協会、日本SF作家クラブ、日本美術著作権連合、全国青色申告会総連合などの中小企業団体や税理士団体も凍結、延期、見直しの表明や、現状のままでの実施に懸念の声を挙げています。加えて、インボイス制度の中止を求める税理士の会（呼びかけ人湖東京至元静岡大学教授）が主催した院内集会（2022.6.9及び2023.3.30）には野党の国会議員のみならず、城内実衆議院議員をはじめとした自民党の国会議員が参加・登壇しました。自民党の責任ある積極財政を推進する議員連盟は政府に対しインボイス制度導入延期（2023.3.15）を申入れし、自民党地方議員

が共同代表を務める積極財政を推進する地方議員連盟もインボイス制度の導入に反対するなど、与党内からも問題視する声が挙がっています。

中小零細事業者にとって消費税は現在、価格に転嫁することが困難な状況にあり、インボイス制度導入を契機とした廃業の増加や成長意欲の低下を招く等、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがあります。加えて、制度の周知が不十分であるため、このまま実施されれば、多くの混乱を招くことも想像に難くありません。

多くの事業者は新型コロナ危機の下、事業継続に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかけられる状況ではありません。

つきましては、貴議会が政府及び国会に対し、中小零細事業者の事業存続と再生、ひいては日本経済振興のために、インボイス制度導入の延期・見直しを求める意見書の採択・送付を求め、陳情いたします。

陳情項目。

国に対し、適格請求書等保存方法（インボイス制度）の延期・見直しを求めること。

陳情団体。

インボイス制度を考えるフリーランスの会。代表阿部伸。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 次に、インボイス制度については、昨年9月の本委員会でも、商工観光課からホームページ等で事業者向けに制度の周知を行っているとの説明を受けております。本陳情の項目でありますインボイス制度の延期・見直しを求めるような声が市に対して地元事業者から上がっているのかをお尋ねするため、商工観光課に本委員会に来ていただいております。したがって、まず、その辺りについて執行部から説明をしていただいた後に、本陳情について各委員から意見を聞きたいと思っております。

それでは、執行部よろしく申し上げます。

部長。

しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） おはようございます。環境経済部長の平嶋でございます。よろしく申し上げます。本日は陳情1件、所管事務報告5件、所管事務調査4件の審査のほうをよろしくお願いいたします。

まず、説明員の紹介をさせていただきます。

商工観光課長の川口でございます。

○商工観光課長（川口 隆君） 商工観光課長を拝命しております川口隆と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の武藤でございます。

○商工観光担当係長（武藤智史君） 商工観光課係長の武藤です。よろしく申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 担当の古賀でございます。

○商工観光課主任（古賀朗宣君） 商工観光課の古賀と申します。よろしく申し上げます。

○環境経済部長（平嶋顕治君） よろしく申し上げます。

まず、陳情（第3号）につきまして、川口課長より現状について説明させていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） それでは、まず、商工観光課がインボイス制度について事業者向けの制度の周知を行った内容から御説明させていただきます。

先ほど委員長のほうからも御説明いただきましたが、インボイス制度は今年10月から開始されることから、約1年前の昨年9月から、市のホームページ上で、インボイス制度が始まりますという題名で、制度の概要やその取扱いの説明、あと国税局へのリンクを張りながら、筑紫税務署で行われている説明会などを紹介しております。その後、内容についても更新しながら、現在もホームページのほうで掲載をさせていただいております。

また、筑紫野市商工会におかれましても、昨年度、複数回インボイス制度の研修会などが行われております。

市のホームページでインボイス制度の周知を行って以降、商工観光課のほうに、先ほどのお尋ねでありました、地元の事業者の方からインボイス制度の延期や見直しを求めるような声は一応お聞きはしていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ありがとうございます。



それでは、陳情・要望等（第3号）について意見のある方は、挙手の上、発言をお願いします。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、昨年9月からの取組についてお知らせいただいたんですけども、もともとこの中で言われている影響が一番大きいとか不安と思っている個人事業主とかフリーランス、一人親方、個人タクシー運転手、小規模農家、そしてシルバー人材センター、この辺りについては個別に、今の、商工会に入っていない方も恐らく多いんじゃないかなと思われるし、ホームページを見るとは限らないような人も多く含まれているような気がするので、この人たちが市内にどれぐらいいらして、その人たちへの周知というのはどんなふうに考えてこられたのかお尋ねしたいです。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩しますか。いいですよ。しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 個人事業主の方は経済センサスなどから約2,700事業所の方が筑紫野市にはおられるというふうには想定しておりますけれども、今回、周知については、個別の説明ということではなくて、ホームページのほうで広く周知させていただくと。また、その中で、地元の筑紫税務署のほうで月に2回ほど説明会がっておりますので、その内容も併せて紹介をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 関連質問いいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、関連で。

○委員（辻本美恵子君） 先いいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 結局、個人事業主が2,700人も恐らくいらっしゃるというところで、個別にしなくて、今まで何かお知らせする手だてというのはなかったんですか。例



免税事業者、1,000万以上であれば消費税の課税事業者という形になるんですが、今、消費税の免税事業者の方たちというのは、取引をした相手からお金で、いわゆる報酬をもらったときにそこにも消費税というのがかかりますよね。その消費税については、免税事業者の方は納税が免除されています。ですからそれは免税事業者というわけですけども、フリーランスの方が商取引をしている相手方がもし課税事業者であれば、その課税事業者の方がフリーランスの方に支払ったお金の中の消費税、また、そこからその取引先が新たにまた取引をした方とのお金のやり取りの中で発生する消費税、それをその真ん中の取引先というのは、いわゆるここにあります仕入税控除という形で差し引いて所得申告することができるんですね。ちょっとすみません。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時19分

再開 午前10時19分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） すみません。今言いましたようなフリーランスの方、それからフリーランスの方が直接商取引をされている方、さらにその取引をしている方がさらに商取引をするというところで、真ん中の方が、今言いましたのは、例えば真ん中の人はフリーランスの方に報酬を払います、その中に消費税が入ってます。そして、その真ん中の方がさらに商売をした方から消費税のやり取りがあります。それを差し引いたところで、真ん中の方は納税するわけなんですけれども、今まではそれでやってたんですが、その中で、今、インボイスというのは、フリーランスの方と直接商売の取引をされる方が、商売をやる上で請求書があると思うんですけど、ここにある適格請求書というのですが、10月からはその請求書が、必要な事項が登録されている請求書でないと、フリーランスの方に支払った消費税分が仕入税控除の対象にならないということになります。

要するに、先ほど言いました、引いて納めるということが引けない状態になってきます。引けないということは、真ん中の、取引をする方が、今まではその引いた金額を税務署に納めればよかったのが、引けないということは、その分だけ今までより多く納税しなくてはいけないということが発生するわけなんです。

そうなってくると、何が発生するかというと、取引の相手方として、真ん中のその方は、

いわゆるフリーランスの方との取引をちょっと考えざるを得なくなるとか、そもそも免税事業者としてやっていけたフリーランスの方が、収入的には1,000万以下なんですけれども、課税事業者に変更しなくてはいけなくなってくる。

そして、課税事業者に変更するという事は、今まで納めなくてよかった消費税を納めなくてはいけなくなってくるということで、フリーランスの方からすると、課税事業者になることで、それまで納めなくて免税されていた消費税を納めなくてはいけなくなる、もしくは免税事業者のままでいると、ひょっとしたら取引相手から取引をやめますよというか、取引を停止させてください、違う方と取引させてくださいというようなことが起こり得るということで、この方たちが危惧されているということになります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員、どうですか。もう1回。

田中委員。

○委員（田中 允君） 分かったような分からないような感じで、なかなか理解が難しいんですけど、結局この制度自体、市としては、最も公平だと思うわけですか。そこら辺りはどんなふう判断しとるんですか。いや、この意見書の採択・送付を求め、陳情いたしますと書いてあるから、そこら辺がよくぴんとこないんですよ、僕の場合ね。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） この、今、陳情があっている内容というのは、先ほど言いましたように、いわゆる消費税の税制改革の問題でございます、いわゆる国税の。国税での税制改正の内容で、事業者の方たちが準備をしていただいておかないと、いろんな、手続をするであるとか、そのままでいこうと思っても、例えば取引の相手方とちゃんと相談をしておいてくださいねということで、昨年9月から約1年間をかけて準備しておいてくださいねという意味で、商工観光課としてはホームページなどで制度の周知等をさせていただいたというふうな対応になろうかと思えます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから、この陳情書が市の感覚として、これは当たり前だな、最もだと思うのか、ちょっとおかしいな、この人たちの言うことがもつともだと思うのか、そこら辺りは市のあなたたち行政としてさ。俺はぴんとこんとよね。賛成していいのか、反対していいのかがまだ理解できない、意見書を出すのに。

○委員（横尾秋洋君） 関連質問していいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この問題を要するに地方自治体が第一義的に責任を負ってやらな

ければいけないのか、いやこれは税務署がやらなければいけないのですよというものなのか。そのときに地方自治体がこの制度にどこまで関与されるのか。だからここで例えば、これはもう政治的な形で陳情書を上げてくれというのは国に上げてくれということやから、その辺の地方自治体とこのインボイス制度を関連性をちょっと説明してください。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 先ほどもお話しましたように、これは消費税の税制改正の問題でございますので、基本的には国税に関する問題ということで、地方自治体といたしましては、その問題に対して、地元の事業者の方たちを守るためというか、事前に準備をしていただくための周知という点は関われると思いますけれども、制度の云々といえますか、そちらについては、やはりもう国税の問題であろうかというふうに思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） であれば、なおのこと、この制度があることで不利益を被る事業者が市内にたくさんいらっしゃるのであれば、もうちょっと丁寧な説明、今守るって言いかけてちょっと守るのではないようなことを言われたけど、守るためには、この制度をきちっと理解して対処しておかないといけないんですよ。そういう姿勢で臨むのであれば、よりもっと丁寧に、去年からということ、なおのこと、去年から1年間かかって、時間があつたのに、どうして市内の事業者にきちんと説明できなかったのかなと思うわけです。それが一つ。

それともう一つは、市が関わりないというふうな言い方をされたけど、例えばシルバー人材センターというのは、市の中でも政策的に補助金を出しているような団体であるし、シルバーで働いている高齢者の方の暮らしも考えたら、もうちょっときちんとここを、どうということまで手当てしているのかなというのはすごく気になるんですよ。

多くの、ネットで流れてくる地方自治体というか地方議会の議員が考えるべきこととポイントとして流れてくる中で、やっぱりシルバー人材センターに関わる、自治体に関わる団体で一番重要な団体だということで、シルバー人材センターがどうあるべきかというのを、どうしたらいいのかということまでちゃんと考えないといけないですよというふうに言われているわけです。

そのシルバー人材センターに、じゃあ筑紫野市はどんなふうなことを教えてあげたのか、こんなふうな手だてをとったらいいんですよということをやったのか。シルバー人材センターだけに限ってもいいですよ、言っただけでもいいです。

○商工観光課長（川口 隆君） 休憩いただいているですか。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時28分

再開 午前10時35分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） すみません、先ほどのシルバーも含めたところの周知に  
関しましては、今後また、市の広報紙、SNS等も使いながら、積極的な周知のほうに努  
めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 周知に関してでございます。ホームページで今まで掲載をして、  
周知に努めてきたというところなんですけれども、大体どれぐらい閲覧があったのかとい  
うのが正直気になるところであります。

今後そういったホームページで周知というところであれば、それが全ての対象者ではな  
いかもかもしれませんけれども、やっぱり閲覧件数といった数字をまず教えていただきたいと  
いうのと、今回、今、物価高騰において消費税プラスの仕入れの費用も重なってくる中で、  
大変厳しい状況が待っているのではないかなというふうに思っております。

その中で、今回、市の中でも約2,700事業者が恐らく対象であるだろうというところな  
んですけれども、その上で、支援につながるような相談窓口というのは商工観光課でも設  
けて対処をしてもいいのかなと思うんですが、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 閲覧件数についてはすみません、今、数字を持ちません  
ので、また後で御報告させていただきたいと思えます。

物価高騰対策というのはもちろん商工観光課のほうで事業所の方たちに対して、今まで  
令和4年度昨年度も事業を行ってまいりました。今後も適時、時期を見て対応というのは、  
継続して取り組みたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 物価高騰についての取組は重々分かってはいるんですけども、今後、インボイス制度が始まることに伴って、個人事業主、フリーランスの方々の廃業等が懸念されるところがあるんですが、そういったところの相談体制という意味で質疑したところがございます。その中で、そういった支援を商工観光課が担うところを、各商工会、その他の団体であるとか、また社協の支援とかにつなぐといった相談窓口というのを考えるべきではないかなと思うんですけど、その点をどのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 物価高騰対策につきましてはやはり関係機関との連携というのが非常に大切なところだと思いますので、商工会などいろんな団体と今後も継続して、連携を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（横尾秋洋君） 関連質問で。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 対象事業者が2,700事業者と言われたんだけど、これどういうふうな抽出の仕方をして2,700を出したのか、その根拠だけお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 先ほど言いました2,700というのは、経済センサスでいうところのいわゆる個人事業主ということですので、今回、直で2,700がインボイスの影響を受ける方というわけではございません。個人事業主の方の中でも既に課税事業者の方、免税事業者の方いらっしゃいますので、特に免税事業者の中で、もう今回のインボイス制度でも、免税事業者のままでも特段影響を受けないという方もいらっしゃいますので、すみません、先ほど言いました2,700というのがこのインボイス制度の影響を受ける人数というわけではございません。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

休憩をお取りします。

---

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

今ある話がありましたけども、引き続きそういう相談をできない方も実際いらっしゃるかと思います。そういうところも含めて、私たちがインボイスに対して引き続き調査をやっていきたいと思います。

以上でお諮りしたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、皆様にお諮りします。

陳情・要望（第3号）につきましては、これをもって周知することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 御異議なしと認めます。ただいま周知されました陳情につきましては、今後、議案審査、所管事務調査の参考とされますようお願いをいたします。

以上をもちまして、陳情・要望等（第3号）の件を終わります。

それでは、引き続き、所管事務報告に移りたいと思います。

出席の職員は変わらずということで、説明をお願いしたいと思います。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） それでは、所管事務報告といたしまして、今回、2題目を御報告いたします。

1 題目めは、令和4年度で実施済みの事業で委員会にまだ御報告を最終的にしていなかった二つの事業です。

2 題目めは、先月5月1日の臨時会で御承認いただき、現在進めております事業の進捗状況についてでございます。

資料の1ページ目を御覧ください。

題目1、令和4年度実施済みの支援事業についてでございます。

まずは、1項目めの中小企業等物価高騰対策支援事業でございます。

昨年12月議会のときの本委員会において、事業概要については御報告させていただいておりますが、今回、再度、事業概要と最終的な給付額、支給件数を御報告いたします。

まず、目的でございますが、電力・ガスの価格高騰により経営の影響を受けた筑紫野市内の中小企業者及び個人事業者に対して、今後の事業継続を支援することを目的としております。

対象は、筑紫野市内に店舗等があり、今後も継続して事業をされる中小企業者または個人事業者の方です。



給付額は、中小企業者が1店舗当たり5万円、個人事業者が1店舗当たり2万5,000円で、同一店舗等については1回限りとさせていただいております。

申請期限は、令和4年12月1日木曜日から令和5年2月28日火曜日で期限を終了しております。

給付額は5,575万円、給付件数は1,560件。内訳といたしましては、中小企業者が670件、個人事業者が890件でございました。

続けて、家計応援・キャッシュレス決済普及促進事業の第3弾でございます。

こちらにつきましても12月議会の本委員会において事業概要については御報告させていただいておりますが、先ほど同様、事業概要と最終的な委託料などを御報告します。

まず、目的といたしましては、物価高騰の影響を受ける家計の支援と地場経済の活性化を図るため、市内の対象店舗においてキャッシュレス決済手段P a y P a y で支払われた場合にプレミアムポイントを付与するものでございます。

支援額は、支払額の20%のプレミアムを提供することとして、ポイント付与の上限は1回当たりが1,000円、期間内で5,000円とさせていただいております。

実施期間は令和5年の1月5日木曜日から令和5年1月31日火曜日まででした。

委託料は、これはポイント付与額等を含みますが、8,311万19円でございました。

経済効果でございますが、1月の期間中の対象店舗での取引額は約5億5,100万円でした。参考に、前年同月の対象店舗での取引額は約1億3,100万円でございましたので、4億1,000万ほどキャンペーンがないときよりも取引額が多かったというふうな結果になってございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいまの件で質疑のある方はいらっしゃいますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 今、4億1,000万増えたと言いますが、これはP a y P a y 利用者が増えたけんではないんですか。実際、売上は上がったんですか。そこら辺をはっきりしとかなないと。僕はP a y P a y 使わんから。使った人が増えたから売上げが増えたとか、もともと月300万売っていたところが400万売るようになったのか、そこら辺ははっきりしておかないといけないよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 今おっしゃっていただいた対象店舗での取引額約5億5,100万円といたしますのは、この事業においてP a y P a y を使って買物をされた方の金

額でございます。

○委員（田中 允君） だから、実質増えたの増えてないのか確認しよるわけよ。

○商工観光課長（川口 隆君） 同じ1億3,100万円も同じ条件の下で対象店舗でP a y P a yを使って取引をされた方の金額でございますので、4億1,000万という取引額が増えたというのはP a y P a yを使って買物をされた方の金額でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） だから言いようが。P a y P a yを使った、P a y P a yを増やした、P a y P a yを今まで10人だったのが20人になったから売上が増えたのか、実質、商店のP a y P a yのプレミアム決済でポイントを付与することによって売上げの総額自体が伸びたのか。そこよ、俺が聞きよるのは。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 失礼しました。今おっしゃられたように、P a y P a yを利用されたことによって、前年同月よりも4億1,000万円伸びたという形になります。

○委員（田中 允君） そうやかならう。P a y P a yを使う……

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） ここに書いております経済効果というのは、20%を付与したことによって購買意欲が高まったことによって、皆さん5億5,100万円使っていたという形で、その伸び率を示したものでございます。

○委員（田中 允君） いいですか。

○委員（辻本美恵子君） 再開したのですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 再開しましたよ。再開して今言ったことに対しての。

田中委員。

○委員（田中 允君） だから、実際1億3,000万やったとが、P a y P a yの効果で5億5,000万も売上げが上がったなど言いよったけど、それはP a y P a yを使う利用者が増えたけんじゃないとねと。そこの実質的な調査をしないとP a y P a yの効果はつき

り分からないのではないかと言いよるわけよ。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時51分

再開 午前10時51分

---

○委員長（宮崎吉弘君） では、会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） こちらP a y P a yの分は、利用額でしかちよつと推移がつかめなかったものですからこのような形で、昨年度は、同月がP a y P a yを使って1億3,100万円だったのが、20%のキャンペーンをすることによって、同じ人が余計買っていたかというパターンもありますし、今回初めてP a y P a yを使ってみようという形で使われた方もいらっしゃると思いますが、結果的に5億1,000万まで消費が伸びたという形で、4億1,000万円分伸びたと。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） もし、このキャッシュレス決済の普及促進事業を評価するのであれば、年間を通した売上高で見てもらいたいなど。

私が、消費者の一員として見た感じで言えば、1月に2月分まで購入している人が多いのではないかなという気がするんですよ。実際に例えばドラモリに行ったときに、ビールの24本入りの1パッケージを2個、3個買っている人がいる。1月に買っておけば20%オンして買えるわけですよ。2月分、3月分、もしかしたら3月分ぐらいまで買ってたかもしれないけれども、そういうお金が積み上がってこの5億5,100万になっているだけではないかなということも田中委員は言ってるし、今まで現金で支払ってたのをP a y P a yを登録して使うようになった話。だから現金がP a y P a yに代わっただけ、あるいは今月に来月の分を買ったことでこうなっている。

だから、1か月だけで評価するのはこの事業そのものの評価にはならないのではないかな。年間通してそのお店がどれぐらいの売上高が伸びたかというのをね。そこで初めてみんなが購買意欲がわあっと沸いて、たくさん20%以上のものを買ったのであれば、それは大成功かもしれないけど、今のところ、この数字だけを見る限りでは先買いをただけかなというふうには見えるわけですね。

それと問題なのは、P a y P a yだけというのは常に議論になるところだけど、皆さん

が一番P a y P a yが多いからということですが、ではこの対象店舗、P a y P a yを導入しているお店が何軒ぐらいに5億5,100万円が皆さんに広く行き渡ったのかなというのもあります。それも数字として出していただけたら。

せっかくこれ積み上げた数字は出していただいているけど、じゃあ対象店舗、何店舗がこの事業に関わって広げたか。もしも今までP a y P a yを使うお店が500軒しかなくて、これを取り組むことで700軒、800軒、1,000軒になったのだったら、消費拡大に少しはつながっていくかも分からないけど。たくさん皆さんが買う気になって増えればいいけど、そこまでにつながっているかどうかというのはこの数字では分からない。店舗数はすぐ分かりますよね、これ足し算しているだけだから。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前10時55分

再開 午前10時57分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） では、会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 利用可能店舗数ですが、第1回目ときの利用可能店舗数が約1,000でございました。そして、1回、2回、3回と続けてやるうちに、そちらのほうが1,100まで伸びておりますので、100店舗、利用可能店舗が増えたという形になっております。

もう一つ、年間の数字なんでもございますが、こちらについては把握していないところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今回のこの家計応援キャッシュレス決済普及促進事業ということで、この事業の中にもございますとおり、キャッシュレス決済の普及促進というところでございますけれども、結局このP a y P a yの利用者というものがどれだけ増えたのかなというのが一つ疑問に思っていてまして、単純にもともと使っていた方がこのポイントをまた使うということなのか、それとも、普及促進なので利用者が増えたのかというのはこの事業評価に対してもお示ししていただきたいということをまず1点。

それと、今回のこの委託料の内訳を教えてください。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、会議を再開いたします。

先ほどのを課長のほうから。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 先ほど御質問いただきました利用者数の伸びでございますけれども、今回、実績から推察する利用者数が、約2万人の方が利用されていると。5,000円が上限なので、全て5,000円まで使っていただいたかは分からないんですが、想定して2万人ということであれば、伸び率から算定すると、1万5,000人の方が2万人に伸びたんであろうというふうに推察されます。

もう一つ、委託料なんですけれども、まず、ポイント付与額の3%が手数料として計算されます。これが257万9,124円です。それから、運営費用として110万円、合計367万9,124円が、先ほど言いましたポイント付与額7,815万5,317円と合算いたします。

すいません、先ほどののは委託料の内訳ですよ。資料で委託料と書いてありますが、こちらがポイント付与額含むとなっております。合計が8,311万19円でございますが、その内訳はまずポイント付与額として7,815万5,317円、そこに手数料として257万9,124円に、さらに運営費用として110万円が内訳としてございます。すみません、そこに販促用のグッズ等で127万5,578円、こちらが委託料になります。

○委員長（宮崎吉弘君） もう1回いいですか。

○商工観光課長（川口 隆君） すみません、もう一度御説明させていただきます。

委託料として8,311万19円となっておりますが、この内訳は、まず20%のポイント付与額が7,815万5,317円です。ほかに手数料として257万9,124円、運営費用として110万円、販売促進グッズ代として127万5,578円でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

引き続き、所管事務調査に入ります。執行部よろしく申し上げます。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） それでは、2ページを御覧ください。

物価高騰対策事業といたしまして、温泉施設等物価高騰対策支援事業の進捗について御説明させていただきます。

こちらの事業は、昨年5月1日の臨時議会で、国の総合経済対策に対応する一般会計暫定補正予算で御承認いただき進めさせていただいているものでございます。

目的としては、エネルギー高騰の影響を受けられた温泉施設等の事業者に対して、ボイラーポンプ稼働費の高騰分を助成する事業でございます。

対象といたしましては、こちらに記載しております、①二日市温泉事業協同組合、②組合には加入されていないが施設を持っている天拝の郷、アイビーホテル筑紫野、筑紫野温泉アマンディ、筑紫の湯とさせていただきます。

給付額は、温泉組合が上限900万、それ以外の②が1施設当たり上限50万、事業費としては、総計1,110万円、申請期限が6月1日から7月31日でございます。

既に、対象については、直接、訪問を差し上げて、支援内容や申請方法などについて、説明を終わらせていただいております。現時点で、五つの対象のうち3事業所の方が申請済みとなっております。

以上でございます。

失礼いたしました。先ほど説明の中で、昨年5月1日と言いましたのが、本年5月1日です。大変失礼しました。

○委員長（宮崎吉弘君） 説明が終わりましたけども、質疑のある方。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 対象者が二日市温泉事業協同組合の方ということなんですけども、この組合入ってられる事業者というのはどの施設なんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

休憩いたします。

---

休憩 午前11時21分

再開 午前11時22分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 18事業所が組合の中に入っていて、旅館関係が8事業所、

それからマンションが3、老人ホームが3、あと個人で入っているところが4の以上18が組合のほうに加入されております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員、いいですか。

引き続き、説明を。

川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） すみません、先ほど旅館関係と言いましたが、その中には立ち寄り湯である御前湯、博多湯の二つが入った上での8になります。失礼いたしました。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） この対象が18施設ということなんですけども、上限が900万円として、それぞれ1施設ごとに50万円を支援するような取組というふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 川口課長。

○商工観光課長（川口 隆君） 算定根拠として18施設に50万を掛けた900万円という形でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 大丈夫ですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。担当替わります。

————— . ————— . —————  
休憩 午前11時24分

再開 午前11時28分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、会議を再開したいと思います。

報告ですが、部長から、執行部から担当が替わりましたので紹介をしていただいた後に、報告をお願いしたいと思います。

平嶋部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 職員が入れ替わりましたので、説明員の紹介をさせていただきます。

上下水道料金総務課長の伊藤でございます。

- 上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮崎吉弘君） お願いします。
- 環境経済部長（平嶋顕治君） 上下水道料金総務課財務管理担当係長の勇川でございます。
- 財務管理担当係長（勇川大輔君） 勇川と申します。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮崎吉弘君） お願いします。
- 環境経済部長（平嶋顕治君） 上下水道工務課長の深見でございます。
- 上下水道工務課長（深見勝彦君） 深見でございます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮崎吉弘君） お願いします。
- 環境経済部長（平嶋顕治君） 工務課水道担当係長の鶴岡でございます。
- 水道担当係長（鶴岡靖生君） 鶴岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮崎吉弘君） よろしく申し上げます。
- 環境経済部長（平嶋顕治君） 所管事務報告、筑紫野市水道経営戦略等について、伊藤課長に説明させます。よろしくお願いいたします。
- 委員長（宮崎吉弘君） 伊藤課長。
- 上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） それでは、筑紫野市の水道事業経営戦略について御説明いたします。

説明資料といたしまして、表紙がA4で中にA3サイズが3枚つづりのもの、環境常任委員会の説明資料の部分と、あと水道事業経営戦略の冊子を提出させていただいております。主にはこのA3サイズのほうの説明資料に沿って御説明のほう差し上げたいというふうに思います。

- 委員長（宮崎吉弘君） 大丈夫ですかね。お願いします。
- 上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 説明の前に、1点資料の修正をお願いいたします。

まず、説明資料の1ページになりますけども、上段の左上部分、筑紫野市の現状と将来の課題の下に、令和4年度と書いておりますけども、実際にはこれは3年度が正しゅうございますので、修正をお願いいたしますとともに、おわびを申し上げます。

- 委員長（宮崎吉弘君） いいですかね。
- 上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） まず、この経営戦略策定の趣旨でございますけども、資料1ページの上段左部分になります。

筑紫野市の水道は昭和32年に創設許可を取得し、昭和35年に給水を開始いたしました。



その後、需要の増加や給水区域の拡大に対応するため、6度の拡張事業を行ってきました。令和3年度末の決算時は水道の普及率は84.9%に達し、給水人口も8万9,852人となっております。第6次拡張計画に基づく整備についてはおおむね終了に達して、今後は維持管理や更新に重点を置いた経営の時代に入ろうとしております。

資料3ページには、筑紫野市の水道事業のあらまし、創設認可から事業計画第6次までのものを添付しておりますので、こちらは後ほど御確認いただければと思います。

次に、1ページの表に戻っていただきまして、表の上段右側になります。

将来的に人口減少社会の到来、節水型社会への移行による水需要の減少、施設の大量更新、耐震性強化など水道事業取り巻く環境は厳しさを増すことが見込まれております。このような状況を踏まえ、今後も健全かつ安定的な経営を確保していくため、中長期的な視野に基づき、現状・課題を把握し、経営目標を定め、投資財政計画を明示することにより、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的とした筑紫野市の水道事業経営戦略を策定したものでございます。

表の中央になりますけども、経営の基本指方針については、第6次総合計画の水道施策の中で目指す姿を掲げており、それに沿って定めておりますが、今後の水道事業経営を効率的に、また健全に行うための取組、主要なものを表の下段に掲げております。

1の、適切な資産管理として、更新サイクル、一般的には水道管は40年と言われておりますが、これを延長した上で各年度の更新費用を平準化しながら、老朽管等の更新を計画的、効率的に進め、投資の合理化を図ることといたします。

2の、広域連携の推進として、福岡県が策定する水道広域化推進プランを注視しながら、施設の共同設置・共同利用、業務の共同委託などの検討を進め、スケールメリットを生かした効率的な水道事業の運営を推進いたします。

3の、効率的な経営を行うため、民間へ委託する業務の拡大を検討するとともに、コンセッション方式について、導入事例を通してメリット、デメリットを研究してまいりたいと思います。

なお、そのほかの取組につきましては、今、申し上げた取組も併せて別冊の水道事業の経営戦略のほうに載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

基本的な方針を踏まえ、令和5年度から向こう10年間の投資と財源の計画を立てたものが次ページの資料2になります。

まず、3の投資試算の(1)老朽化・耐震化対策といたしましては、第2期老朽化更新計画に基づく配水管の布設替えや設備の維持補修を実施してまいります。

(2) 施設の適正配置は、経営基盤強化のため、施設の統廃合や隣接市町村との施設の共同化などを考えて進めてまいります。

最後に(3)の効率的な配水管の整備事業においては、住民の新規需要に合わせる形で、費用対効果を見定めながら、効率的な整備を行ってまいります。

計画期間は、財源をその下段に記載しておりますけれども、事業収入としては主には水道料金収入でございます。今後、処理区域内の人口の伸びの鈍化により料金収入の伸びも鈍化傾向となる見込みであることから、専用水道を含む井戸水利用者の水道利用の促進や収納率の向上に努めることで、さらなる増収を図りたいと考えております。

今後10年間の料金収入については、令和5年度以降、各年度約16億3,000万から約17億円の料金収入を見込んでいるところでございます。

資金管理については、次世代に過大な負担とならないよう計画的に起債を行い、企業債残高の削減に努めるとともに、特定財源を確実に調達し、資金不足が発生することがないよう計画的な資金管理を行ってまいりたいと思います。

この計画により事業を実施することとした場合に、冊子経営戦略の16ページのほうをお願いいたします。ちょっと見にくうございますけれども、グラフになっております。

上段の図でございますが、緑色の今後10年間の業務活動単年度の損益としては約1億から1億5,000万円の黒字が続くと見込んでおります。また、運転資金といたしまして、こちらは紫色になりますけれども、令和7年度が約25億円ぐらいまでの数字でございますけれども、それまでは若干減少状況が続くと見込んでおりますが、その後は、企業債の償還額の減少などにより少しずつ回復し増加をすると見込んでおり、今後の更新のための財源が少しずつではありますが、確保できるのではないかと考えております。

以上が投資と財政の計画でございます。

なお、今回策定いたしました計画の期間は約10年間としておりますが、第7次総合計画との整合をとるため、4年を区切りとし、実績と乖離がある場合については、随時見直しを行っていくとしております。

今後10年間は人口減少社会や施設の老朽化にどう対応していくかということが大きな課題となることから、経営基盤を強化し、今後とも効率的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、筑紫野市水道事業経営戦略の内容について説明を終わらせていただきます。

○委員長(宮崎吉弘君) ありがとうございます。ただいま報告を受けましたが、質疑のある方いらっしゃいますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 2点あります。この大きな分の2ページの投資試算の（1）老朽化・耐震化対策の、これはどこかに書いてあるのかも分からないんですけど、管渠は、耐震化というところでは、いわゆるフレキシブル管に全部取り替えていくのかということが一つです。

それと、その下の財源試算の水道料金のところですが、給水人口の伸びの鈍化というのがあるんですけども、ここしばらく筑紫野はまだ微増の傾向があるので、この計画を作ったときの計画期間の令和14年度までの10年間の人口の伸びのどこかに表があるのかなと思ったんですが、どのように見込んでいるのか。私たちの認識ではまだ給水人口の伸びは続くというふうに思っていたので、鈍化というのを見ると、どの辺の数字でそれが出てくるのかなとちょっと思いました。

○委員長（宮崎吉弘君） 深見課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 管の耐震化につきましてですけども、今現在、老朽管更新工事を進めております。その中で使用している管が耐震管ということで、フレキシブルというよりも、継ぎ手の部分が地震があったときにどうなるかということ、抜けて、そこから漏水するという事故が多いんですけども、それが今、抜けにくいような管が出ておりますので、そういった管を使用しながら耐震化を図っているような状況でございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） もう1点。

課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 人口の推移でございますけども、第6次総合計画のときに作られたものについては、2030年ぐらいまでは人口は伸びるというような形で試算をしておるところでございますけども、このところ、令和4年度で給水人口自体は約800人ぐらいというふうな形で、昔からいくと伸び方が若干下がってきているということで、この書き方をさせていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかに。

田中委員。

○委員（田中 允君） 1ページの主要な取組の2に、広域連携の推進とあるけど、これは県が策定する水道広域化推進プランというのは、いつか説明を受けたかな、この委員会で。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 委員会で説明させていただいたかどうかはちょっと覚えておりませんが、実際県が、連携した広域化推進の事業を行っておりまして、その中に筑紫野市も入って、広域化できる部分については広域化するような形で見直していこうという話は、計画の中でずっと今も続いて、話をさせてきていただいているような状況です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） これは県が中心になってするんですか。近接市同士でやるわけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 県が中心でございます。

○委員（田中 允君） それともう1点。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） その下の3、官民連携の推進とあるけど、これはどこまで含めた話なのかな。全て、水道料金まで含めた民間委託なのかな。そこら辺りを詳しく説明願います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） こちらはコンセッション方式といいまして、公共機関が、施設は所有したまま、民間事業に施設を貸し出して事業を行うというような形でございます。ですから、水道料金自体も民間企業が決めるといような形になってくるものでございますけども、実際は、ある程度は各企業体が入って、あまり高いところの水準まで行かないような形で指導はするというふうな形で聞いております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 民間についての業務委託という話が大分前から出とったたいな、要するに民間に委託しようかという話は。ほかの地域、外国あたりもそういうところがあった。そうしたらやっぱり料金やらが決められない。勝手にどんどん高くなっていったりするところもあるわけたい。だからこれをこの3番目に書いてあるからね、官民連携の推進と書いてあるから、これは何年ぐらいの目標にしてるのか。

僕はやっぱり民間に任せるのは反対という立場での、これは何年ぐらいまでに移行するのか、目算というか計画というのがあるのか、僕は反対の立場で聞いております。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今のところ計画等はございません。ただ、こういったものを取り入れた場合に、どれぐらいの年間の委託料の削減とかができるかといったものを研究して、それが結構な金額になるということであれば、それに向けた話をしていければと考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 私も水道運営においては行政が担うべきだというふうに考えております。その中でもこの飲み水に関して、健康被害があった場合、じゃあ責任どこにあるのか、施設は市が持っていて、あくまでも維持管理は委託業者に担ってもらおうということ考えると、これはどちらの責任になるのかというのが懸念される一つの項目だと思っております。

その中で民間委託する業務を検討するということでもありますけれども、そういった現段階でも出てくるデメリットの点、また、料金が上がるとかというのも懸念されているわけでありまして、そういったところをどういうふうに今の段階で見解されますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今の時点ですぐこのコンセッション方式を導入するということは、到底まだ考えておりません。今現在、筑紫野市の上下水道において民間委託している部分というのは、検針業務だけを今やっているようなところでございます。他市でいくと窓口業務とかも委託しているところがございますので、まずはそういったところから研究していく必要があるのかなど。このコンセッション方式についてはもう最後の最後というような形で、当然、前田委員がおっしゃったように、皆さんの口に安全なものをお届けするのが水道事業の務めと思っておりますので、その辺は考えながら研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。

城委員。

○委員（城 健二君） 2点お願いします。

まず1点目は、このA3の1ページ、水色で書いてあります主要な取組ということで、1番の適切な資産管理、更新サイクルを延長した上で更新費用を平準化するということになっていきますけど、先ほどの話で、いわゆる耐久年数が40年と言われていましたが、この更新サイクルをそういうような感じで延長することによって、事故につながるとか何かそういう弊害というのが考えられるんですけど、その辺はどうなんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 基本的には40年というのがあるんですけども、場所によってはと申しますか、今、老朽管を更新してるのが200ミリ以上の基幹系の管路と申しますか、メインの管になります。そういったものについては、当然事故があったときの影響の範囲が広がりますので、40年で更新していくような計画としておりますけども、それから枝分かれした末端の管路とかそういった部分につきまして、当たり前にもう40年としていきますと、どうしても費用的なものが非常に厳しくなりますので、その辺は60年に年数を延ばして、1.5倍ぐらいで今のところ検討を進めさせてもらっているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） そうすると、20年延ばしても問題はないんですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 100%何も起こらないというのは、正直分からない部分はあるんですけども、どうしても基幹系のメインの部分の部分を先行しないと、そういった末端部分を先行しているよりも事故の影響が大きくなりますので、まずはそういった部分からというところで考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） 分かりました。

もう1点なんですけど、こちらのほうの水道事業経営戦略の4ページの（4）職員の状況というところで、現在、5名減の14名でやっているという状況。本来、19名いなくてはならないところを14名でやってるということは、これかなり問題なのではないかなと思うんですけど。

市民のために安定的な水資源の確保と安全で安心な水の供給をやる職員さんが、これだけ5名少ない中でやっているということは、この14名にかなりのしわ寄せ、いわゆる負担が掛かってきてるのではないかなということで考えるんですけど、そしてこれに対しては、運営に必要な人材の確保や熟練技術のノウハウ継承が課題となっていますということで、もう課題もお分かりになっているんでしょうけど、この課題について今後どのような対応を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今現在、令和8年度から比べると5名減ということで14名というふうな形になっておりますけども、その中で新たに、正職ではなしに会計年度職員として雇って対応しているというところもございますし、この会計年度職員の中に、もともと水道事業のほうで働いていただいていた方を雇用することで、新たな後輩

たちへ指導していただいているような状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） じゃあこれ今、会計年度職員さんを入れて14名でやっているということですか。じゃないんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 今、書いてあるのが、正職員のみの人数をここに記載してございます。正職員以外に会計年度職員を雇用しておりますので、その会計年度職員等が退職した熟練の技術を持った職員であったり、そういったところを雇用しながらやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） ということは、現在は正職員が14名でやられている、プラス会計年度職員さんを合わせているということですか。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） そうです。

○委員（城 健二君） ということですよ。会計年度職員さんは今、何名おられるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 上下水道料金総務課と工務課を合わせて9名でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

○委員（城 健二君） はい、分かりました。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 経営基盤強化のための基本的取組で、これは案だから、今までいきなり出てきたんですけど、広域連携の推進というのは広域連携をやっていきますよという表現になっているし、先ほどの官民連携の推進も、要するに、民営化を推進していきますよという形になっていってるので、ちょっとその辺の表現を、官民連携の調査研究とかそういう意味やったら分かるんだけど、推進という言葉を使っているものだから、これももう進めていくのだなというふうに受け止められかねないなど。

もう一つは、やっぱ水道事業関係といたら山神水道企業団との連携があるんで、その辺の連携の状況はこの経営方針の中に連携しているかどうか、ちょっとその部分をお尋ねします。

○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

---

○委員長（宮崎吉弘君） それでは会議を再開します。

課長。

○上下水道料金総務課長（伊藤幸満君） 横尾委員さんからいただきました、まず、主要な取組の中の言葉の表現なんですけども、こちらのほうが、一番上に水道事業の今後の経営について（案）と書いておりますが、実際は、水道事業経営戦略自体、令和5年3月にもう正式決定されているようなものでございますので、今からちょっと修正がきくようなものではございません。

あと、2点目の山神との連携なんですけども、山神自体とは既に連携しているような形で、うちと太宰府、三井水道企業団のほうに、水量の調整なども行いながら配水していただいているような状況でございます。今後もその水量については、特に渇水時期等ございますので、そういったときには渇水調整会議なんかしながら、今後も調整は図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 山神水道企業団が供給側で、我々が受けるほうだから、そのことをきちんと向こうの施設の老朽化の問題とか様々あるでしょうから、それが料金に反映してくるわけだから、常にその辺の連携というのは、もちろん管理者が筑紫野市長だからその辺うまくいくんでしょうけど、その辺に漏れがないようお願いしておきます。

○委員長（宮崎吉弘君） 私のほうから1点なんですけど。

先に前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後の経営基本方針にもございますけども、安心して安全な水道水をとるところで、今、一部報道でもございますけど、全国各地で検出されている水質汚染物質の有機フッ素化合物PFASというのが、人体への有害性、健康被害が懸念されているところがございますけれども、筑紫野市内の浄水場の原水であるとか給水栓水、いわゆる飲み水の水質調査というものはされておられますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。



○水道担当係長（鶴岡靖生君） 今、前田委員が言われたようなPFOSとかPFOAということだと思っんですけども、筑紫野市においても適正に検査をしております、異常がないということを確認しております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 2点あるんですけども、まず1点目が、水道のこの事業の経営戦略の11ページの5、施設の耐震化等というところで、耐震化率が17.5%というふうになっているんですが、福岡県の平均が確か、2021年度時点の厚労省の調査では約40%だったと思っんですけども、県平均よりもやや下回っている要因を説明いただきたいです。

もう1点が漏水調査です。音調方式で、今、手作業で音を聞きながらやっていくということをして市がやっている、委託しているのが水道料金の検針業務だけということだったので、漏水調査については、今、市がやっているという理解でよろしいのかということをお2点確認したいと思っます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） まず、耐震の分ですけども、耐震化について県平均よりも低いということですが、これにつきましては、うちのほうは老朽管更新と併せて耐震管を採用し始めた時期がちょっと遅かったのかなというところはあるんですけども、具体的にどうしてというのはなかなかちょっと分からないところなんですけども、今現在は耐震管を使用していますので、今後はもう上がっていくということで考えております。

あと、漏水調査につきましてはですけども、これまで特段、部分的に漏水が起こったときに調査あたりを行っていることはあったんですけども、昨年度、委員会の中で宮崎委員から意見いただきまして、改めて本管の漏水調査というのを4キロ程度行っております。その中で漏水箇所の特定制とかに至るわけですけども、今現在、衛星を使った漏水調査なんかも出てきておりますので、ちょっと今年度は予算上難しいんですけども、来年度以降はそういった先進技術を採用した漏水調査あたりも検討していきたいと今のところ考えております。

以上でございます。

○副委員長（段下季一郎君） 追加でいいですか、今のところで。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 耐震管を導入するのがやや遅かったのかなとお話しされて

たと思うんですけども、ハザードマップの揺れやすさマップとかで、やはり地震で揺れやすいところからそういったリスクが発生していくのではないかと。調査によると、地震が起きたときもほとんど耐震化がされてないところでそうやって水道管が壊れてたというのがあると思うんですね、過去の新聞報道等で。なので、その点を優先順位を上げてしていく必要があるのではないかとということがまず1点です。

二つ目が、今言われたように、愛知県の豊田市が漏水の調査で人工衛星で電磁波を地表に当てて、それで得られた画像データをA Iで解析して、漏水が起きている場所というのを調査して点検するというのをしてますよね。そういったのとか、あと茨城県とか北海道内でも同じような事業が行われてますので、そういったことも含めてしていけば、人手も手間もコストも大幅に節約できると思います。人工衛星、A Iを活用した漏水調査というのをこの計画に反映させていく必要があると思いますので、その点の反映をお願いしたいと思っております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 回答は。

○副委員長（段下季一郎君） じゃあ回答もすみません、お願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 耐震化につきましてですけども、警固断層のある程度の位置といいますか、そういったところはうちのほうも把握しておりますので、それも老朽管更新の優先順位の中には含めていきたいと考えております。

A Iを利用した漏水調査につきましても、御指摘のとおり進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかはないですかね。

私のほうから1点絞ってちょっとお話を。先ほど、城委員が質問されましたけど、課長のほうから、管路更新を20年延長したということで、基幹である200ミリ以上の大きい径を更新していきますという話でしたが、以前も聞いたことがあるんですけど、末端の水道管、圧力が物すごく、基幹もそうでしょうけど、かかるのは、やっぱり末端の細い管路ではないかなと思っております。ですので、やはりそれは調査も含めてでしょうけど、今後そういったものにきちんと対処していただきたいと、これは要望ですので、お願いしておきたいと思います。

やっぱり、大きい事故にいずれにしてもつながりますので、そういったところも考慮し

ていただきたいと思っております。

ほかにございませぬかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。お昼回りましたので、再開を1時から行いたいと思います。よろしくお願ひします。

---

休憩 午後0時05分

再開 午後0時58分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事務報告に入りたいと思います。

まずは部長のほうから職員紹介をしていただいて、報告をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 皆さん、こんにちは。職員が入れ替わりましたので、説明員の紹介をさせていただきます。

環境課長の八尋でございます。

○環境課長（八尋優一君） 環境課八尋です。よろしくお願ひいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 係長の荒井でございます。

○環境保全・廃棄物担当係長（荒井健治君） 荒井と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 上下水道工務課長の深見でございます。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 深見でございます。よろしくお願ひします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 所管事務報告の水質調査の結果について、八尋課長より説明させます。

○委員長（宮崎吉弘君） 八尋課長。

○環境課長（八尋優一君） それでは、御説明申し上げます。所管事務報告資料の表紙をめくっていただきましてまず1ページ目でございます。

こちらに関しまして、水質調査等の結果につきまして、平等寺地区の分でございます。資料に関しまして令和4年の4月から令和5年3月までの資料をつけさせていただいております。

めくっていただきまして2ページ、水質調査の箇所図でございます。まず、A地点が左上のほうに、ちょっと白黒で見にくうございますけれどもA地点、それから真ん中から左側のほうに固まっていますが1から、そして真ん中から右側のほうに4、そして右上のほうに9という形で全10か所の箇所図を載せさせていただいております。

続きまして3ページ目からでございます。3ページ目からは令和4年の5月から6月まで、続きまして4ページ、5ページが令和4年の7月から令和5年の2月、そして6ページ目が令和5年の3月という形で結果を載せさせていただいております。

今回は令和5年の1月から3月につきまして御説明申し上げます。戻っていただきまして5ページの3番目の表でございます。1月分でございます。

まず、地点の1、それから9のほうで全マンガン、それから同じように1と9の地点でウランが要監視項目の指針1を超えております。4段目の2月の分でございます。1番、5番、9番の地点で全マンガン、1番、9番の地点でウランが要監視項目の指針1を超えているというところでございます。

6ページ目、3月の表でございます。1の地点で全マンガン、1と9の地点でウランが要監視項目指針を超えたというところでございます。そして2番、7番、8番につきましては1月から3月の3か月間、水量の不足によって採取できず、欠損という形になっております。

続きまして7ページ、A3の分でございます。こちらの分に関しまして年2回調査をさせていただいております、2月分のほうだけ調査結果を御説明申し上げます。

2月分に関しまして上から3行目のカドミウム以下34項目、基準値以下となっているところで御報告させていただきます。

続きまして8ページ、こちらからが福岡県の水質調査の結果について御報告をさせていただきます。

開いていただきまして9ページ、略図でございますけれども9ページに調査位置箇所7か所分を掲載させていただいております。

10ページです。10ページには処分場内のガス、水質、そしてガスモニタリング地点、青が水質8か所分、そして赤がガスの分でございます。5か所分でございます。

11ページ目でございます。ちょっと横になっておりますけれども、こちらに関しまして御説明申し上げます。場内におきましての結果でございます。こちらは平成17年からの長期的な動きを示したグラフでございます。調査の結果でございますけれども、スポット的に上がる箇所がございますけれども、年々そのピークが下がってきているということで、近

年では基準を超えていないというところがございます。基準というのが20のところ、横線、点線で書いてありますが、それが基準値ということにさせていただいております。

続きまして12ページ、こちらもBODに関するところがございますが、場外でございます。年々スポット的に上がる場所がございますけれども下がってきているというところがございます。

続きまして13ページ、同じBODですけれども、場内の分でございます。場内のS-4というところがございますけれども、青が先ほどの11ページで説明しましたとおり、測定値で上がってはいるんですけども、今年度の分に関しましては基準値以下という形になっております。

続きまして14ページ、場外なんですけれども、St-11というところがございます。こちらに関しましてBODの観測グラフとなっておりますが、こちらも基準値以下となっております。

15ページ、硫化水素ガスに関するグラフとなっております。過去は高い数値を示しておりましたが、近年では濃度は低いという状態で推移しております。

続きまして16ページ、場内におけますCODに関するグラフでございます。スポット的に若干上がったりしますけれども、基準値40というところを書いてありますが、これが基準値でございます。それ以下というところで、年々下がってきているという状態が見受けられます。

続きまして17ページでございます。同じくCODに関するグラフでございます。こちらに関しましても年々ピークのところはありますが、下がってきているという状態でございます。

続きまして18ページから21ページでございます。こちらのほうは本年の1月から3月までの数値データを載せておりますので、後ほど御参照いただければと思っております。

続きまして22ページでございます。こちらが受託廃棄物搬出状況、残量と比較しやすいようにトンの数値、トンの単位、重さの単位で表しているところがございます。

1番の受託廃棄物の残量、令和4年の12月現在で廃塗料約30トン、次に、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物約300トン、汚泥約450トン、廃石膏約50トン、合計約830トンほどが残っているというところがございます。

2番目の排出状況でございます。廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物に関しまして、搬出量79トンという形で動いております。廃石膏、廃油、汚泥に関しましては出ておりません。

平成18年度からの累計でございます。まず、廃プラ、木くず、紙くず等の混合廃棄物に関しましては、参考値でございますけれども2,895トン、廃石膏が179トン、廃油、汚泥に関しましては出ておりません。

次、23ページでございます。令和4年度に行っております筑紫野市の環境調査の結果につきまして御報告、御説明申し上げたいと思います。めくっていただきまして24ページでございます。

こちらは平等寺地区環境調査業務委託調査報告の概要版でございます。調査の目的といたしましては、山神ダム約1.2キロ上流の平等寺地区産業廃棄物処分場から流出する浸出水による水質、底質、底生動物の現状を把握することを目的として実施したものでございます。時期といたしましては春、夏、秋、冬で5月、9月、11月、2月ということで実施させていただいております。24ページの下のところ調査地点の説明でございます。

続きまして25ページでございます。水質調査の結果でございます。環境基準のB類型と比較しますと生物化学的酸素要求量が、農業用水規準と比較しますと水素イオンの濃度、全窒素、電気伝導度が基準を超過する月があったというところでございます。過去の最大値を超過することはなく、経年的には過年度の変動の範囲かそれ以下、低下傾向にあっていくというところでございます。本年から見直された環境基準であります大腸菌数は、全調査で環境基準を満たしているところでございます。

続きまして26ページでございます。水質調査の結果、こちらは人の健康の保護に関する環境基準27項目でございます。検出された項目は過去の結果と同様に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、フッ素及びホウ素でございます。3項目とも環境基準を満たしております。経年的には過年度の変動の範囲かそれ以下で、低下傾向にあるというところでございます。

続きまして27ページ、底質調査の結果でございます。土壌の汚染にかかります環境基準につきましては、全て適合しているというところでございます。蛍光X線の試験結果によりまして、当該地区の底質は花崗岩が風化して形成される真砂土と考えられておりまして、また、含有量の結果では過去の結果と同様にR-2の地点でマンガンがほかの地点に比べて高い値が示されておるところでございます。

続きまして28ページ、底生動物の調査結果でございます。こちらに関しましては底生動物によります生物学的水質判定の結果、年間を通じると簡易水質調査法でR-4、ベックー津田α法では、R-1、R-2、R-4が少し汚い水となっている状態でございます。

続きまして29ページでございます。ダイオキシン類の調査でございます。夏期でございますが、R-2、R-3で調査した結果、水質、底質ともに環境基準を満たしており、経

年的に見ると水質、底質ともに平成19年度から環境基準の半分以下の値となっており、良好な状況を保っているという結果が出ております。

以上、早口でございましたが、説明とさせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部より報告がありましたが、質疑のある方いらっしゃいますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） まず、資料の22ページでございます。受託廃棄物の搬出状況でございますけれども、廃石膏、廃油、汚泥がこの3か月間で特に搬出がなかったというところなんです、要因って何かあるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） こちらのほうは県からの報告で受けているところなんですけれども、廃プラ、木くず、紙くず等の混合物の廃棄物のほうが持ち出しが容易であったということで、こちらのほうが先に出されてあるということでございます。そして先ほどの汚泥とか廃石膏に関しましては処理の順番と言いましょうか、持ち出しのほうはまだ行われていなかったという報告は受けております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 同じページで、例えば受託廃棄物の1、残量のところで廃プラ、木くずの混合廃棄物が約300トン、2番目の搬出状況で搬出量が304立米、係数が0.26、参考値としては79トンというところでは、今後これがどれぐらいの期間で搬出されると見込んでいるのかは分かるのでしょうか。

それと、今、前田委員が質問された廃石膏と廃油、汚泥がゼロのままですが、上を見ると汚泥は450トン残っている。これもどちらかという係数が0.3なので、どれぐらいの量が、何立米あるのかというところで、どれぐらいの期間で搬出予定なのかというところが分かればお示しいただきたいと思えます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） まず、廃プラスチック、木くず、紙くず等の混合廃棄物の300トンでございますけれども、先ほども申し上げましたように出やすいところから出しているというところで、県からは、処分の関係で順番が遅れているとは聞いております。こちらに関しましても、県のほうにも早く出していただくようにという要望は出させていたでいるところでございます。

それで、先ほどの廃石膏とか廃汚泥のところでございますけれども、係数等が分かりに

くいかもかもしれませんが、以前が重さのトン数の単位であったり、立米の単位でごちゃ混ぜになっている状態で、分かりにくいという表の見方の部分がありましたものですから、前回ぐらいから係数を入れさせていただいて、全てトン数でも表せるような状況をつくらせていただいているところなんですけれども、確におっしゃっていただきましたように汚泥の分で行きますと、トン数が……。ちょっとすいません。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩します。

---

休憩 午後 1 時15分

再開 午後 1 時16分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○環境課長（八尋優一君） それでは、しっかりとした数字になるかどうかあれですけども、係数を掛けさせていただきまして、汚泥のほう約585立米残っているというところと、今後何年かかるかというところなんですけども、こちらとしましても県のほうからの指導が入っているというところで排出されておりますものから、一日でも早く撤去していただくように要望を行っているところでございます。

このままただ見ていくと、今年1年間で2,300トンというところがあり、残りが830トンですので、すぐ受けられそうな状態には見えるんですけども、実際には処理の能力とか、持って行き先の部分がございます、まだかかるのではなかろうかとは考えられるところでございます。

ただ、要望に関しまして、県のほうには一日も早く撤去していただくよう要望していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 関連してなんですけれども、平成18年度からの累計の項目で廃油、汚泥、これがもう17年ぐらいたってますが、これの搬出量が61.78トンというところがございますけれども、1番の受託廃棄物の残量、こちらは汚泥が約450トン、この推移から見るとまだまだ時間がかかるんじゃないかと思っているんですが、その点、市としてどのような見解といたしますか、県に対して要請しているのかというのをもう少し具体的に教えていただけたらと思います。



○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） こちらに関しましては、県との連絡会議が年に1回ございます。そのときに関しましてしっかりと要望してまいりたいというところでございます。また、いろんな動きがありましたときにも、接触があったときにはどういうふうになってるかというところを聞きながら要望してきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 先ほどお尋ねした、汚泥の立米数が585と言われたんですけど、これは廃油、汚泥のところ係数が書いてないんですが、さっきはどういう係数を掛けて585が導き出されたんですか。450トンが何立米なのかということに対して。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） ちょっと説明不足で申し訳ございません。汚泥という部分に関しまして、一般的に1.3というところを掛けることがございますものですから、それをちょっと掛けさせていただいてお答えさせていただいておりますけれども、正式な数字ではないかもしれませんが、今、ざっと出せるところで行くと、係数1.3を掛けさせていただいてちょっとお答えさせていただいたという状況でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後1時19分

再開 午後1時20分  
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

課長。

○環境課長（八尋優一君） 申し訳ございません。訂正させていただきます。

汚泥は1.1で割り戻してということでございます。先ほど私が御回答申し上げましたものは間違いでございました。申し訳ございません。1.1で450トンを割り戻していただいているところでございます。約409立米というところになります。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今、これがいつ頃片づくかというのは生活環境連絡会で協議の内容だと思うんですが、しばらくかかるというところでいいんですけれども、元に戻って、先ほどの5ページ、6ページで説明されたところで、全マンガンとウランが監視項目の基

準ですね、要監視項目、全マンガンで言えば0.2ミリグラムパーリットル以下、ウランであれば0.002ミリグラムパーリットル以下というこの基準に合わせて、これがずっと出てくるわけですよ。今日説明されたのは5ページと6ページですけれども、1年間通して見たら、5月6日、これは恐らく4月分だと思うんですけど、5月、6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月とずっと続いてきてる。ずっと出たままの状態、このことに対して県に対してどのようなことを要請しているのか。これは何者によるのか、原因は何なのか、こういう状態でいいのかというところでの県へのお尋ねですよ。どういふふうにされてるのか説明していただけたら。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） まず、全マンガンのほうでございますけども、マンガンに關しましては土壤中に多く含まれる処分場内部に嫌氣的であることなどの条件によってある程度の濃度が浸透水から検出されることはあるということで伺っております。

また、ウランに關しましては自然由来というところで、花崗岩に多く存在しております、こちらの周辺は花崗岩質が多いというところでございます。自然由来ではなかろうかと伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 確かに全マンガンについては土壤に含まれているかもしれない。ウランについても花崗岩質のものが出てきているかもしれない。だけど、この1年の資料を見ても今のこの状況は去年こうだった、去年もまだ出てたけど、その前はたどっていけばそんなに出来なかったんですよ。今の時期なぜこれぐらい出てきているのかというところを尋ねないといけないです。

理由は確かにマンガンが土壤に含まれているからかもしれないけれども、なぜ土壤中のマンガンが今出てきているのか。ウランも花崗岩中のものが出てきているのかという、その理由を尋ねないとなぜこの数字になっているのかというのが分からないです。

○委員長（宮崎吉弘君） 八尋課長。

○環境課長（八尋優一君） 今、御指摘がございましたところに関しまして、また連絡会のとときにでもしっかりと聞いていきたいところではございますけれども、またその結果は9月の議会とかにも委員会の中でも報告させていただきたいと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

城委員。

○委員（城 健二君） 12ページ、13ページ、平等寺地区の水質調査ということで、先ほどの課長の説明だと、年々下がってきているということで言われてましたが、グラフを見ると平成22年とかが低い状態なんですけど、ここ最近是非常に上がってきているんじゃないかと私は思うんですが。上がっているほうが良いということなんですか。ちょっとすいません。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 申し訳ございません。説明が少し足らなかったようでございます。

BODというのは生物化学的酸素要求量、要は微生物が有機物を分解するときに酸素を要求する数値でございます、二つ要因がございます。

一つは、普通に有機物が落ちたものに関して、その中で酸素を要求したときの数値がブルーでございます。13ページのほうに黄色で載ってるかと思いますが、そちらのほうももう一つのバクテリアというのがございます。やはり好気性なんですけども、こちらにしましてアンモニア類とかを分解するバクテリアもございます。硝化反応ということで、亜硝酸から硝酸に変えたりというところの分で窒素の分を分解していく。アンモニアを分解していくところなんですけど、そちらも好気性細菌ということでございます。両方とも一緒になっておりますものですから、そういったアンモニアの部分を抑制させるといいましょるか、その分を除くと13ページの黄色の部分ですね。ブルーの部分が一緒になっており、その部分を除いて数値化してグラフに表したのが黄色い部分になりますものですから、その黄色い部分で見ていただくと下がってきているという形になります。

ですので、バクテリアが2種類いまして、BOD、要は酸素を要求するバクテリアと言いましょるか、分解するときに2種類ありますものですから、一つの分を取り除いて表したのが黄色い部分ということになります。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そしたら私のほうから。

先ほど、5ページ、6ページ、辻本委員のほうから質問がありましたけど、課長のお話では結局マンガンが結構検出されてますが、マンガンについては嫌気、いわゆる酸素を必要としないということで出てるんでしょうけど、もともとのデータが出てるというのは雨が降ったりして、しみ込んだ量によって変わってくるんじゃないかならうかとちょっと私は思

ったんですが、そういったところもデータのほうに、例えば梅雨時期を過ぎたときにしみ出してくるとか、そういったものも調査の中に考慮されてるのかなとは思いますが、今後県のほうと、また、協議会とも協議して9月の議会でもまた報告をされるということでしたので、そこら辺の加味をお願いしたいと思っております。いいですか。

課長。

○環境課長（八尋優一君） 私のほうでもまた協議会の中で確認しながらどういった原因があるのか、雨の量と関係あるのかというところも確認しながら聞いてまいりたいと思います。そして報告させていただきたいと思えます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

続いて次の項目ですね。引き続きよろしくお願ひします。

課長。

○環境課長（八尋優一君） 続きまして、一般廃棄物処理基本計画、ごみと生活排水の分に関しまして御報告申し上げます。

こちらの計画につきましては令和4年度末に策定されまして、概要版をつけさせていただいておりますけれども、こちらの説明をさせていただきます。

まず、開いていただきまして1ページ目でございます。こちらの一般廃棄物処理基本計画でございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして定めなければならないということになっておりますので、計画をさせていただきます。

計画の期間を中段に書いておりますが、初年度、今年度、令和5年から行いまして10年間、令和14年度を目標の年度としております。中間見直しということで令和9年度、計画の進捗と評価と計画の見直しを行うということで、5年間で1度見直しを行いながら進めさせていただくというところでございます。

続きまして2ページでございます。まずごみの分でございます。1日当たりのごみ排出量の推移でございます。少しグラフが見にくいかと思えますけれども、令和元年度までは緩やかな増加傾向にありましたけれども、令和2年度から減少傾向に転じ、令和3年度は761.3グラム、1日1人当たりの量でございます。

下がった要因と言いましょか、次にもございますけれどもコロナ禍に入ったところによりまして、生活のスタイルが変わったりというところで落ちてきているんじゃないかという動きがっております。

続きましてリサイクル率の推移でございます。こちらは平成29年度から令和2年度まではほぼ横ばいで推移しておりましたけれども、令和3年度は減少しており、22.9%となっております。こちらに関しまして令和3年度は当該年度内に発生しました資源化物の一部を再生利用業者に渡さずにクリーンヒル宝満で保管しておりました。そのため、令和2年度に比べまして令和3年度のリサイクル率は低くなっているという状況が生まれてきております。

続きまして3ページでございます。ごみ排出量・リサイクル率の目標値でございます。まず、ごみ排出量の削減目標でございます。目標年度の最終年度でございます令和14年度には1日1人当たり750グラムの目標にしております。中間の令和9年度では755グラムというところを目標に掲げさせていただいております。

リサイクル率の目標でございます。最終年度でございます令和14年度は25%のリサイクル率に上げたいなというところでございます。

続きまして、ごみ排出抑制のための方策といたしまして5点ほど抜粋して挙げさせていただいておりますが、一般廃棄物処理の有料化、これを引き続き行っていくというところでございます。

2番目に、市民に対します啓発と情報提供。ごみの発生抑制と適切な処理について啓発を行う。特に食品ロスの削減や紙ごみの分別に重点を置いて行っていきたいというところでございます。

3番目に多量排出事業者への減量の指導、4番目に地域に対する減量促進。資源ごみ集団回収奨励金制度を継続して実施してまいりたいというところでございます。

5番目でございます。利便性向上によります資源化促進。リサイクルボックスの設置、それから民間業者との協定によりましてパソコンと小型家電の回収を継続的に実施していくというところでございます。

最後のページ、4ページでございます。生活排水に関してでございます。上段の分ですが、処理形態別の人口と実績の予測でございます。令和17年度を目標年度といたしまして、筑紫野市污水处理構想を基に推計いたしまして、今後は人口減少というところで予測されておりますので、だんだん右肩が下がってきているというところでございます。

また、し尿、汚泥排水量の予測でございます。こちら目標年度に向かって下げていくというところでございます。こちらに関しましては公共下水道への編入、それと主に農業集落排水処理施設の人口が減少するため、搬出量も減少すると予測されております。

こちらの計画は抜粋で説明させていただきましたけれども、こういったもので計画をつ

くらせていただいております。こちらに関しましてはまた図書室とかに置かせていただいで御覧いただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

早口でございましたが説明とさせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ありがとうございます。ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方ありませんか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 3ページのごみ排出抑制のための方策のところですけど、市民に対する啓発と情報提供、これは、ここのごみ排出抑制のためというところ言えば、代表質問でも市民会議の代表が質問された内容です。今までは、ごみ減量推進会議という事業者、市民、三者共同でごみ減量に取り組むという団体があったんですけども、あれがなくなった上で、三者でごみ減量しますと施政方針に書いてあったんですね。これまでそのことを主に取り組んでいた団体が今年の3月でなくなったのに、同じ内容の言葉でごみ減量を進めますというところで、それは三者共同でごみ減量を進めるという主体は何なのかというところがちょっとよく分からない。

代表質問に対する答えは、この計画の中で決めてるので進めますと。じゃあ減量を進めるという主体はどうなるのか、誰が主体となって取り組んでいくのか。これまで事業者さんの協力も得て市民も協力して進めてきたことを、じゃあ誰が一体取り組むのかというのがちょっとよく分からないんですけど、それはどうなんでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 計画の中でもちよつとうたって、説明が足らなかったところがございますが、ごみ排出抑制のための方策の中の一番大事なのが行政だけとか、事業者だけとか、市民だけというのはなかなか難しいところがございます。こちらに関しまして市民、それから事業者、行政がそれぞれの役割で推進していくのがやはり不可欠で、皆さん協力していただいでやっていくというところがございます。

本市としまして、さらなる減量のために事業を継続していくことに加えまして、先ほど言いました真ん中の2番目の市民に対する啓発とか情報提供といったものもしっかりと行いながら市民に取り組んでいただけるもの、また、事業者で取り組んでいただけるものというところもPR、また、啓発ということで動きながらやらせていただきたいなと考えているところでございます。

特にごみ減量に関しまして現状から11グラムではございますけれども、760グラムほど出ているのを750グラム、約11グラム減らして少しでもごみを減らしていく、これにつな

げていかせていただければと。主体はやはりそれぞれでということで、率先しながら市のほうとしてもPRして、啓発してまいりたいということでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） ということは、今までごみ減量推進会議という三者共同で動いていた組織があったものはなくなったけれども、行政が市民にあるいは事業者個別に、もちろん行政は行政としての取組をそれぞれに進めていくということを行政が指導していくというふうな理解でいいんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 確かに、ごみ減量推進の市民会議のほう解散ということで、引き続いて私たちのほうも行わせていただくということもございますものですから、当然行政の役割として、それぞれの役割を担っていただけるようにPRしていくということ考えているところでございます。誰がどうということまで、みんなで合言葉になるように、それぞれがごみ減量に向けたというところの発信をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば、多量排出事業者への減量指導と3番目にありますよね。これは事業者さんだったら、今までだったら事業者さんたちの集まりの中でそういう話をすれば済んだ話を、個別の事業者さんにそれぞれ行政がずっと行っていくということになるんですか。行政の負担がすごく大きくなる。せっかくあった組織の動きみたいなものを止めて行政が個別に市民に、市民は事業者というところでは動き方としてはどうなるんでしょうかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） こちらに関しましては、筑紫野市の一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例というのがございます。それに関しまして、一定規模以上の排出事業者に対しまして廃棄物の減量等に関します計画書の提出を求めています。その計画書に基づきながら窓口に来られたり、計画書を出されたときに指導していく、各個別にやっていくような状態を考えております。一堂に会してというよりも、個別指導で計画書が上がったものに対して指導を行わせていただくということを考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 例えば事業者さんで小規模なお店、飲食店があったとしますよね。そこは本来であれば事業用のごみ袋で出さないといけないのに、家庭用のごみ袋で出しているとかいう事例がいっぱいあるわけですよ。今までだったら事業者さんが集まる中でそういうことはやめようね、ちゃんと事業用の袋で出そうねと話ができたところが、やっぱり経費節減というところでは家庭用のごみ袋。分からないんで、中身は一緒ですよ、残渣だから。食品残渣しか入ってないものは。そういう取組は個別に小さい事業者さんまで行政が指導していくという形になるんですかね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 先ほどの事業系の分で多量廃棄物の事業者というところでございますが、大体処理施設の搬入量がおおむね年間に24トンを超えるもの。それから指定ごみ袋での排出量がおおむね年間4,800万円以上の事業者に対して多量廃棄事業者という形にさせていただいているものですから、そういった事業者に対しまして行わせていただくと考えております。

小さなところの部分に関しては、市民と同じように少しでも下げられるように啓発に努めていきたいと考えております。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 問題が違う。小さな飲食店は、本来であれば事業系のごみ袋で出さないといけないんですよ。それを市民と同じように扱うということは、緑色の袋で出していいんですかということなんです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 緑色の袋と事業系の袋で出すか出さないかというところを、私は聞き取ったのが、啓発のことで話をさせていただきましたものですから、申し訳ございません、ちょっと言葉の間違いがあるようです。

事業系で出す事業系のごみ袋、それを一般家庭の緑色で出していいか、そういうことではございません。そういったそもそものルールに変わりはありませんが、先ほど言いましたように、多量の排出業者への減量指導といいましょうか、そういったところに関しましては、先ほど言いました年間24トン以上だったり、4,800万円以上使われる方たちに対して排出事業計画が上がってきますものですから、それに対して啓発、指導を行っているというところでございます。

あとのいろんな小さな事業所、様々いらっしゃるかと思いますが、それに関しましては全体的に広報誌だったり、ホームページ、そういったものだったり、各イベント等に参加



していただいたときにも啓発を行いながらやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑ありますか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 一般廃棄物の処理基本計画の生活排水の部分なんですけど、概要版にはちょっと書いてなくて、詳細版のほうもちょっと目を通しててちょっと幾つか気づいた点があるんですが、し尿と汚泥排出量の予測についてなんですけど、汚泥については両筑衛生施設組合のほうに行ったものをその施設組合が集めて脱水して焼却して灰にして、それを肥料化しているということなんですけど、最近、自治体は下水の汚泥を脱水したものをそのまま肥料化して活用する、リンとかが含まれているので。B I S T R O下水道とかいろいろ取組ありますけども、そういったことをすれば、焼却するときの二酸化炭素量とか減らせますので脱炭素化も進むと思うんですよね。そういった取組を市として施設組合に働きかけを行ったり、そういった肥料化の支援とかは何か考えてるのかということをお尋ねしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○上下水道工務課長（深見勝彦君） 下水道につきましては、3流域ございまして県で流域下水道の管理をしていただいておりますので、実質市のほうで汚泥の処理を何らかということは特段やっていないんですけども、それぞれ、両筑にしても、県の下水道の流域下水道にしても、そういった汚泥の堆肥化について、どういったふうに今後取り組んでいられるかうちも調査しながら検討していきたいとは思っております。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

じゃあ、引き続き説明をお願いします。

課長。

○環境課長（八尋優一君） 続きまして所管事務調査の分でございます。大規模太陽光発電メガソーラーにつきまして御説明申し上げます。

資料の1ページを開いていただきたいと思います。1メガワット以上のメガソーラーに関しまして、市内に4か所ございますので、写真と場所、事業者名を載せさせていただきます。

ているところでございます。

まず1ページ目でございます。こちらは原田のほう側になりますけれども、原田の2001番のところに株式会社明治産業のほうで1メガワットの出力で発電所を造っております。

続きまして2ページ目、こちらは通称5号線の原田のインターのところでございますけれども、昔で言ったら住宅展示場があった跡地になるかと思いますが、そちらのほうの株式会社さくらというところが1.288メガワットの出力の太陽光発電所を設置されております。

続きまして3ページ目、こちらが県道久留米筑紫野線、西小田辺りになりますけれども、ユー・エス・エス、中古車の販売をやっておりましたが、その横の敷地のところで1.843メガワットの太陽光発電所を設置されております。

最後4ページ目でございますけれども、こちらが県道112号、場所で言いましたら天山のところになりますけれども、こちらのほうでエコ・センチュリー21株式会社のほうで出力が1.9473メガワットの太陽光発電所を設置されております。

続きまして5ページ目でございます。こちらのほう、様々な手続を絵の中に表すのが非常に難しゅうございましたので、簡単に分かるように概要、略をつけさせていただいております。50キロワット以上の手続の概要でございます。

まず、申請者に関しましてそれぞれ真ん中から左側のほう、固定価格買い取り制度上の手続を行うことと、その設置する用地に関しまして開発にかかったり森林開発、そういったそれぞれの都市計画、筑紫野市で言いますと筑紫野市の開発要綱等、整備要綱に関すること、市の環境愛護に関する要綱、それから地形の変更に関する指導要領、農地法だったり森林法というところにかかった場合に市のほうでも事前に相談に来られたりだとか、もしくは申請が上がったりだとかということがございます。

6ページ、最後のページでございますけれども、太陽光発電に関します条例につきまして、県内では2団体制定されております。まず一つ目が、直方市のほうが「直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例」、そして2番目に、みやこ町が「みやこ町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和及び適正な管理に関する条例」というところで、県内では2団体が条例を制定されておるところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 再生可能エネルギーの導入は固定価格の買取制度の普及に伴っ

て加速していて、その主な再生可能エネルギーは太陽光発電であると認識しております。その中で、事業所の位置を確認しますとやはり山林地区にもございますし、土砂災害のおそれとかも懸念されるんじゃないかなと思うんですけども、そういった土砂災害であるとか、あとは台風、強風によってパネルが飛散する場合であるとか、そういった場合の市の対応はどのように今の段階ではなっているのでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 災害の分に関しまして、例えば台風の場合は原因者のほうで負担していただいているところ、復旧というところにはなってくるかと思えます。

それと、今現状で挙げさせてもらいました4か所に関しまして、開発に伴って造成したりだとかというところがないものですから、もともとが宅地であったり雑種地であったりだとかでありますので、開発の申請は行われていないということでございます。

確におっしゃっていただきましたように、例えば山林ののり面であったりだとかいうところは急傾斜地、約30度程度ある勾配のところに関しましては県のほうからも指導があったりというところは聞いております。そういったところに関しまして、森林法に関しまして、今までは太陽光設置じゃなくても1ヘクタール以上だったら開発許可ということになりましたけれども、目的が太陽光発電の設置ということになれば0.5ヘクタール、半分の規模から許可制度になったことは制度的に変わってきておるところでございますので、そういったところの地形に関するところ、もし災害があったときには今の状態では原因者が原形復旧というところにはなってくるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 今後、太陽光パネルの固定価格買い取り制度の契約期間が終了しますと、そういったところも増えてくるのではなかろうかなと懸念しているところではあるんですけども、そういった場合、私有地でございますので、あくまでもパネルが放置される場合もあるかと思うんですが、その場合も今のところでは市が何かしら関与するというところというのはできない状況なののでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 今現在で、財産の部分に関しまして市が介入するというところはございませんけれども、電気事業者からの指導といいましょうか、申請時には廃止する場合には、やはり日が当たれば発電するという状況が続きますものですから、廃止した場合には絶縁といいましょうか、感電しないような措置を取ったりだとかの指導はあって

いるものと聞いておるところでございます。

個人さんの敷地内にあります小規模の発電に関しましても、契約期間が取れた後には売電自体が行われない。事業所にもよりますけれども安い金額で継続はあると聞いております。どこで契約されているかによって金額はちょっと変わってくるものだと思いますところですが、効率が落ちてきますが、廃止で撤去しない限りは日が当たると発電し続ける、遮光したりかぶせない限りは、なってきますものですから、先ほどありましたように浸水被害とかがあったりすると、そこに日が当たると感電するような事故もありますので、そういった事業者のところは絶縁といいたまいますか、発電しないような手立てを取ってくださいといった指導は行っているというところは聞いておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ちょっと今、前田委員が言いよったように、最終的にこれは産廃と一緒に、今、資料の説明受けよったけど、産廃あたりのことね。結局、最終的にきれいに処分せんで逃げていったりする。食い逃げたいな。そういうのが発生することがたくさんあると思うんですけど、現実問題。それについて対策はあるのか。

例えば、明治産業というのは大きな会社かどうか分からんけど、例えば、これは筑紫野市の土地やろうが。もう10年近くならんかな。10年近うなろう。最初がその人やったけんな。そしたらその後、明治産業がどんな会社か分からんけども、いろんな形で産廃業者あたりが逃げていくやん、処理せんで。そのまま置いて。そんなところが一番危惧されるけど、どんな形で決着つけるような形で取られるのかなと思って、市として。ここだけやないよ、全体的な問題としてたい。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋頭治君） 先ほど最初に言われた明治産業については、市の土地を貸している都合上、まず契約書の中で、もし売電事業が終わった場合については撤去なさいと。その代わり、設置費用というか、撤去費用分について相当する額というのを最初に敷金として市のほうで受け取って、もし田中委員がおっしゃるように逃げられたとか、そういうのがもしあってもその費用で賄えるというのを担保でさせてもらっているという形でこの分についてはやっております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ほかの業者、ほかのどこたいな。例えばさくらとか、ユー・エス・エス、そういう会社あたりに対しても市として条例か何かつくってせんと。売電が安

くなっとうけん、十何円台になっとうから、16円かな、18円かな、一時36円とか40円とかしよったときもあるたいな。それで売電が、今は少ないけども、もしこんなのに対して条例とかつくるという考え方——広いけんね、筑紫野市は。まだ造ろうと思えばたくさん用地があるけん、そこらあたりについて条例か何かつくらんでいいのかなと思って。そこらあたりを危惧しておるわけたいな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） まだ幸いにも筑紫野市で廃止してというところがなかったりだとかいうところがありますが、御心配のとおり、もしそういった形で放置していなくなっちゃったりだとかというところがあるかもしれませんが、今のところ制度的なもの、国とかの制度的なものでございますけれども、太陽光発電整備の廃棄等の費用の積立制度というのが2022年の7月から始まっているところでございまして、10キロワット以上の全ての太陽光発電の認定案件を対象にしまして、売電をしてそのお金を発電されている人に渡すときに、源泉徴収みたいないな状態で一部廃止するための積立てを強制的にしている、それが始まったとは聞いております。

それと、福岡県のほうでございましてけれども、廃棄太陽光パネルのスマート回収システムという形で、廃棄した場合には一旦仮置きして、それをどういった事業所に持っていくというところの分の仕組みといたしまししょうか、そういったものも福岡県のほうでもつくられておりますので、そういった動向、どういった形でしていくか、また、筑紫野市にも必要になってくればその時期に関しまして、必要になった時期ではなく、やっぱりそれを見越したほかのところの自治体の動向も踏まえながら調査研究をしていきたいなというところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 天山で何か最近、太陽光のができとろう、どのくらいの大きさかよう分からんよ。これやないよ。これは386の、国道かな。これやなくて、最近できとうちゃん。そのあたりは何も条例とか、それこそ原野のごたるところたいな。だけんなんかそこのところちょっと心配しようちゃんね。

○委員長（宮崎吉弘君） 今のは回答……。

○委員（田中 允君） だから別用途やらくさ。

○委員長（宮崎吉弘君） 承知してるか。

○委員（田中 允君） そういとうば出さんでいいとね。さっきの話で出よったけどさ。

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 2 時01分

再開 午後 2 時02分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 会議を再開します。

課長。

○環境課長（八尋優一君） 先ほどおっしゃっていただきました天山の分でございますが、規模が小さいというところでございますが、農業委員会のほうでも手続を取られながら太陽光の発電の設置というところはしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 4件示していただいているんですが、所在地は分かるんですけど、これのそれぞれの平米数というか広さですね。よその条例を見ると事業面積を面積で区切っているようなところがあるので、今現在あるところの面積をお知らせいただきたいです。

それと、5ページに事前確認で開発行為等整備要綱あるいは環境配慮に関する要綱、土地の地形変更に関する指導要領、農地法、森林法、こういうものがある中で、今回ののはもう既に一旦開発されたところだからここではないというふうに最初説明されたんだけど、これがあつたら今後新しく出てきたものがこのそれぞれの要綱でそれぞれ開発を、何というか、指導あるいは何かあつたときもカバーできるような要綱になってるのかどうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） そもそもがこの開発だったり整備要綱、また、農地法だったり森林法だったりというところがございますけれども、当然災害が起きないような状態の審査をしたり、水路がもともとあつたのをきちんと流れるような状態とかいう審査になってきます。ただ、今、挙げさせていただいているところは、そもそもが開発等で雑種地だったり、建物を建てられるような状態だったりとなっておりますものですから、その辺に関しましては、こちらのほうに来ていないから指導がありません。

しかし、新たにこういった大規模なところの申請が上がったりして、開発等々、地形変更とかいうことになれば当然審査の対象になってくるかと思しますので、今でもそういった大規模な開発等がありましたら水の流れだったり、地元協議も含めてですけども災害が起きないような状態での指導等は行わせていただいているところでございます。

面積はちょっと把握してないところですね。出力だけでしかちょっと把握してないところ。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） さっき発言の中で言ったように、例えばよその自治体で規制に関する条例つくってるのが事業面積何平米以上で区切ってるから、それはちょっと、平米数というのは大事な事じゃないかなというのでお尋ねしたんですね。

今ここで4件出していただいている中で、確かにメガソーラーということで1メガ以上のものを示していただいているんだけど、これは既に開発された土地だから何もなくてやってきましたが、新たにというときには、今説明あったこれらの要綱でカバーできるということで——大体カバーかな、全部ではないけれども条例に規定してるような内容は含まれてるんだという説明だったかなと思うんですけど、その中に、土地の地形変更なら5,000平米以上かな、そういう感じなんだけれども、それにしても、今あるものについて平米数というのは重要なファクターというか、ものではないかなと思うので、調べていただいて今後新たなものがあつたときにも参考にはなるんじゃないでしょうか。

それと、確かに開発行為の整備要綱とか、土地の開発とか筑紫野市が40年から50年代にいろんな開発のときには開発要綱がかなり効果を持っていたと思うんだけど、これが新たにできるソーラーのメガソーラーの開発に関してこの今挙げてもらってる実体として持っているこの指導要領、国の農地法とか森林法で本当に大丈夫なのかどうかということを開きたいわけです。そして、新たな条例が——よそがやってるのはやっぱり何か必要があつて条例をやっているの、そこで本当に今までの規制でカバーできるものなのかどうかを確認したいですね。

だから、まずは面積を調べていただくことと、果たして今あるこの指導要綱で十分なのかどうかをちょっともう少し一つ一つ挙げて説明していただけたら。次の機会でもと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 今、御意見いただいたような状態でございますが、確かに規模、面積だったりというところで、新たにこちらのほうでも、そういった対策に関する条例、もしくはそういった指導に関するものがするときにはまた御説明申し上げながら、こういったものの内容でつくらせていただきますよう報告はさせていただきたいなというところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 国のほうも、今、売電の中で源泉徴収みたいな形で徴収されたり、福岡県においてはスマート回収システムをされてるということなんですけれども、それはそれでよくて、筑紫野市においてはやっぱり設置業者が結局努力義務ベースになっているんじゃないかなという懸念が払拭できないところであるんですね。

となれば、やはり市民の皆様の安全安心のためにも、また、景観の問題、今後、起きるであろう問題を解決するためにも、やはり条例の検討とかいうものも少なからず必要なんじゃないかなと思うんですけれども、その点、国の動きであったり、今回の自治体の動きだったり見て、市の見解を最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 今、全国の都道府県で七つの県で、また、市町村の条例に関しては238の自治体で条例がございます。そういったものも含めまして福岡県のほうでの条例化、また、近隣のほうでの条例化というところは情報を得ながら、そういったところもしっかりと遅れを取らないような状態で検討して対応させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩をいたします。再開を20分から行いたいと思います。

————— ・ ————— ・ —————  
休憩 午後 2 時09分

再開 午後 2 時20分  
————— ・ ————— ・ —————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

所管が替わりましたので、野田部長のほうから職員の紹介をしていただき、その後、報告をお願いしたいと思います。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 皆様お疲れさまです。建設部長を仰せつかっております野田でございます。よろしく願いいたします。

建設環境常任委員会の皆様には日頃から御理解、御協力を賜りまして、ありがとうございます。本日、建設部の所管事務調査3件、所管事務報告3件の御審議をお願いすることになります。よろしく願いいたします。



まず、都市計画課の所管事務報告になりますけれども、都市計画課職員が参っておりますので、自己紹介させていただきます。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 都市計画課長の鶴川と申します。よろしくお願ひします。

○計画担当係長（堀尾圭吾君） 同じく計画担当係長の堀尾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○計画担当主任（脇田政司） 同じく計画担当脇田です。よろしくお願ひいたします。

○建設部長（野田清仁君） それでは、まず第二次都市計画マスタープランの中間見直しについての報告を鶴川課長から説明させます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） それでは、第二次都市計画マスタープランの中間見直しについて御説明をいたします。

A3の資料となりますけれども、タイトルが第二次筑紫野市都市計画マスタープラン中間見直しフローと書いております資料を御覧いただきたいと思ひます。

まず、予算につきましては本定例会に提案させていただいているところでございますが、今後の進め方などにつきまして資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、この資料の楕円の部分となりますけれども、令和4年度から5年度にかけて上位計画である第七次総合計画の策定作業が行われております。あわせて、令和4年度から令和7年度にかけて県の都市計画基本方針が改定される予定となっております。したがって、現計画期間の中間期に当たる令和7年度に都市計画マスタープランの中間見直しを予定しているところでございます。

次に、見直しに当たっての基本的な考え方でございますが、その下の点線で囲っている部分を御覧いただきたいと思ひます。都市づくりの基本理念である、活力あふれ、自然と都市が調和した安全で安心して暮らせるまちづくりという方向性は継承しつつも、本市を取り巻く環境の変化に対応するため、現計画の検証を行い、必要に応じて上位計画を踏まえた見直しを図ることとしております。

次に、その下の枠が四つある部分を御覧いただきたいと思ひますが、今後の流れ、進め方につきまして説明をいたします。

一番左の枠の部分を御覧ください。現在の状況でございますが、現在、国の政策展開の把握や土地利用に関する法規制の確認、県道整備をはじめとする社会情勢の変化の把握、そして土地利用の状況確認を行っております。

その上で、右側の赤で囲っております部分でございますが、令和5年度に見直しに向け

た準備段階としましてまずは総合計画、県の都市計画マスタープランといった上位計画の確認や地域情勢の把握のため、市民アンケートを実施したいと考えております。あわせて現在のマスタープランの検証などを行い、本市が抱える課題の抽出まで今年度中に実施したいと考えているところでございます。

次に、その右側に移りまして、令和6年度から本格的な策定作業に入っていく予定としておりますが、まず、マスタープランの策定会議を立ち上げ、次に地元意見の把握のため、必要に応じてコミュニティ単位での地区別懇談会を開催し、全体構想の見直し案まで作成したいと考えております。

さらに、その右側に移りまして令和7年度でございしますが、策定会議は継続しながら必要に応じて地区別構想の見直し案を作成し、パブリックコメントの実施や都市計画審議会での諮問、答申を経て令和7年度には改定版を策定したいと考えているところでございます。

この間、表の一番下に記載をしておりますが、随時、県の都市計画課をはじめとする関係機関との協議や都市計画審議会への報告を行い、御意見をいただきながら見直しを進めていきたいと考えておるところでございます。

説明につきましては以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告がありました。質疑のある方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） そしたら私のほうからいいですか。

マスタープラン、これから作成に入っていくわけですが、令和5年度、6年度、7年度にかけて、アンケート実態調査とかいろいろ情勢調査がありますが、現状は、例えば歩道にある樹木も、国が計画するようなところにも盛り込んであるんですけど、現代において非常に樹木が大きくなったり、実が落ちて、ヤマモモとか、そういったところをたくさん見るんですが、そういったところも視野に入れて計画を、要は書いてありますけども社会情勢とか変化の把握、地域情勢の把握、地元意見の把握、こういったところにも盛り込まれるというか、というところは、アンケートで上がってくればの話だけじゃなくて、やっぱり構想の中でそういったものも定義されるというか、計画に盛り込んでいく計画があるのかどうか。景観も含めてやっていく必要があるんじゃないかなと思うんですけど。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 先ほど委員長のほうからいわゆる街路樹のこととかも盛り込むのかということでの御質問だったかなと思いますけれども、マスタープラン自体は

主には土地利用に関する事項の計画でございます。ですので、街路のところまでどこまで  
うたえるのかというのは確かにあるのかもしれないんですけども。

市域全体の土地利用をどうするのか。例えばそれが交通の視点もありますし、街の景観  
の視点とかもありますけども、全体の分を計画するものでございますので、約10年前に策  
定しております、その間いろいろな環境の変化、例えば本市で行きましたら人口は増えて  
るんですけども、高齢化が進んでいるとか、コロナがございましたので暮らし方とか働  
き方とかいうことも多様化しているんじゃないかと考えております。あと、防災の視点も  
ございますけれども、全国的に見れば大規模な災害も頻発しておりますので、そういった  
事柄を考慮して必要に応じて見直しを図っていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 第二次マスタープランは平成28年から令和17年ということで、20  
年かかるから20年間のマスタープランだけ令和7年度にちょうど10年過ぎたところで改  
定版をやりましょうということやけど、これをやって新たなマスタープランをつくって  
いて、例えば今問題になっているのが、例のインターからずっと原田まで抜けてくる道路  
沿いに、いろんな地区計画を立てて、あそこに開発をしたいなという人たちがいろいろお  
られるようだけど、この時点でその開発ができるようになっていくのか、あくまでもこれ  
は中間の見直しやから、あくまでも次の令和18年度から20年間のマスタープランをつくら  
せていくための見直しをここでやりますよということなのか、ちょっとその辺をもう少し教  
えてくれませんか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今の御質問についてでございますけれども、今作成している  
マスタープランがございます。そちらについても地域の土地の活用であったり、土地基盤  
の将来的な基盤整備とかいろんなものを盛り込みながらマスタープランを策定したところ  
でございます。今現在、道路が出来上がってきたり、いろんな社会情勢の変化が見られて  
おりますので、策定から10年たった状態の中、現状で、今の土地利用の状況がどうあるの  
か。社会情勢が変わってきてこれから先10年後までどういふ変化があるのか。それを含め  
た上で、これから先の10年を見据えた見直しということになってまいります。またさらに  
10年過ぎましたらまた新たなマスタープランの策定という流れになってまいりますので、  
今回はあくまで中間見直しということで、今現在の進捗も含めて新たな道路が出来上がっ  
てきて、その状況も見ながら地域のコミュニティ単位での土地の活用性とかそういった

ところも含まれた御意見も聞きながらどこまでその見直しを加味できるのかというところも含めて見直し作業に入っていくという流れになってまいるかなと。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） たしか今、筑紫野市内で開発できる地域が13か所だったかな。11か所か13か所申請されてやってきて、実際その13か所で取りかかっているところも何か所かあるでしょうけど、実際それも全く手につかないような場所も出てくるでしょうから、そういうやつも今回の見直しで見ることによって、例えば令和8年度からそういう形に若干修正になっていってできないところはできない、できるところはできるので追加しますよという作業まで含むのかどうかというところをお願いします。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 今回の見直しの中で、今既に終わったところとか着手しているところというのが実質動いているかなというところがございます。まだ未着手のところもやっぱり地域の中にあるかなというところもございますので、そちらについても今後どういった、計画しながら地域の盛り上がりには生かしていけるのかとか、そういったところも判断していきたいなというのが1点です。

もう一つは、やっぱりまだこの都市計画マスタープランに上がっていない地域もやっぱり機運として今上がってきているのも目にするところもあるかなというのがありますけれども、あくまでマスタープランにうたうとなれば、やっぱり地域全体、コミュニティ単位での盛り上がりがあったり、そういった分がないとなかなか中間見直しの中でそれを取り入れていこうというのは結構厳しいところもあるのかなというところが感じておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 最初に都市機能というところで、都市計画なので都市機能をどのように考えるかというところで考えてたんですけど、さっき大体鶴川課長が言われたんですけど、防災の視点で、例えば防災広場をどう確保するかとか、災害時に移動が可能な道路を広く取っておくとか、メーンの縦横に移動できるような道路を救急用に確保するか、そういう都市全体のデザインを含めて都市計画マスタープランをやるのかというのがまず一つと、人口も確かに高齢化していくという話も出ましたが、一つの例ですけど、筑紫野市内で高齢者施設を建てようかなと思ったら、市内だと建物が建てられるところは土地が高い。安いところに行こうと思うと建築の規制があるというので、本当はここに造り

たいんだけど、建てようと思ったら土地の規制がかかって建てられなくて、やむなく土地の高いところに造ったら結局費用が高いので高齢者が負担する入居する方の負担が増えたということもあるんですね。

それでは、これからしばらくの20年間の間に高齢者が必要な人数、高齢者が増えていく、高齢者に必要な施設を造るための土地を今の土地利用より緩やかに、ここは高齢者施設であれば建てられますみたいなものの規制の緩和をするようなところも含めて、それは土地利用の考え方でね。今の社会に必要な施設を建てられるような土地規制の仕方をするような土地利用方法を考えるのかというのが二つ目です。

もう一つは今の社会全体、地球全体の都市の課題といえば車社会ではなくてできるだけ町中に車を乗り入れないようにパーク・アンド・ライドの考え方で、周りからある拠点までは車でやってきて、あとは公共交通で移動するようなシステムを考えるようなものですね、交通移動。筑紫野って結構地域が広くて、手を広げたような形で広がっているので、その考え方ってすごく大事だと思うんですね。拠点まで移動してきて、真ん中は公共交通でやると。そういったものも含めて都市の計画、都市をデザインするっていう考え方で今後の都市計画を立てるのかということをお尋ねしたかったんです。

開発をどうするかっていうのは、従来の都市計画マスタープランだけでも、これからの社会で言えば、新たな都市デザインを含めた都市計画ではないかなと思っていたので、その辺はこれからどんなふうな、方向としてどういうふうなところまで考えてあるのかなと、それだけお尋ねしたいですね。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 1点目の都市機能の部分をもう一度お尋ねしてもよろしいですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 災害が増えてきて、住んでる人たちが防災……、これは首都圏なんかがよく考えてあるんですね。住んでる人の人口が密集していれば、密集しているだけ防災というか、災害時に避難する場所を大きく確保していく防災広場、公園というか、その土地を確保した上でその周りに人が住めるように考えていく。

でないと、例えば筑紫野10万市民、いざ逃げるといいうときに、10万人が安心して逃げられる場所があるのかどうかということを含めたデザインの仕方をするのか。あるいは、災害が起こったときに緊急時に車がスムーズに移動できるような道路網をあらかじめ考えた上で町をデザインするのかということをお尋ねしたかったんです。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 3点御質問いただきました。1点目の防災、災害避難場所とか防災に関するデザインの話がありましたけれども、この都市計画マスタープランの中では、今おっしゃられている防災、防犯機能の強化であるとか——これは暮らしの視点ですね。いろんな視点に立って計画をつくるということになってます。一つが防災も含めた暮らしの視点、あとは自然であるとか、産業の視点、住宅の視点、また、移動の視点とか、そういう様々な角度から街を見て、それをデザインしていく、将来の都市像をつくっていくといったマスタープランでございますので、防災に関することも、今からアンケートとかさせていただいて、必要に応じて地域のほうに入っていこうとも考えておるんですけども、皆さんの御意見とかを踏まえて盛り込めるものは盛り込んでいきたいなと考えているところでございます。

その中で、2点目の中でも高齢者施設を造りたいというお話はありましたけれども、これも含めてなんですが、先ほど言いましたように地元の中に入っていっていきなと思ってますので、その中でこの場所に高齢者施設が欲しいんだよと。もちろん、高齢者施設を建てられる場所と建てられない場所とかもありますけれども、まずは地元の市民の皆さんの御意見というのを大事にしたいなと思ってます。

併せて上位計画との整合もでございます。また、都市計画審議会とかの意見を踏まえて全体的な調整の中で見直しをかけていく。あくまで今回は中間の見直しではございますけれども、見直すべきものについては見直していきたいと考えております。

それと3点目のパーク・アンド・ライド、交通の分もございましたけれども、現在、地域公共交通計画のほうを企画政策課のほうで取りまとめるようにしております。当然のことながらそことの整合も図りながら都市計画のマスタープランのほうもしっかり整合を取りながら見直していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 補足ですけど、辻本委員が言われました例えば高齢者の方が単体で、例えば市街地の、中心部だったら値段が高いからといってその住宅を別のほうに建てたい。だから例えば規制を少し緩和しながら誘導するというのが、マスタープランの中でそれができるかという、やっぱり難しいところがございます。

あくまで、鶴川課長が言いました、例えば高齢者施設であったり医療施設であったりの立地を促すということは確かに可能かもしれませんが、住宅だけとかなってくるとなか

なか困難な点もあるかなと。（「住宅じゃない。施設です」と呼ぶ者あり）

ということでもよろしゅうございますかね。ということでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 左下の現状の確認のところ、土地利用に関する法規制の確認というところと社会情勢の中でも工場撤退という文言も出てきてるんですけども、この件をもう少し具体的に現状を教えてくださいませんか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 資料左下の土地利用に関する法規制の確認ということで書かせていただいておりますが、様々土地利用に関しては国のほうでも法の改正とかが現在も行われている状況でございます。

例えば、直近で行きますと盛土規制法が先月施行されたというところで、今、国のほうから説明会があったばかりでございます。詳細については今後示されていくかと思っておりますけれども、そういった情報もしっかりと確認しながら見直し作業を進めていきたいと考えております。

それと、工場の撤退などということで書いておりますが、ここは向かい側のJTさんの工場が今、取壊し作業をされてありますので、これは大きな市の中では変化になりますので、そこら辺も見ながら考えていきたいなということでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。

課長。

○都市計画課長（鶴川和宜君） 今回、建設環境常任委員会のメンバーが替わられてありますので、最新の都市計画図について後ほど議会事務局を通じて建設環境常任委員会の皆様にお渡ししたいと考えておりますが、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） はい。

○都市計画課長（鶴川和宜君） よろしく申し上げます。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、以上で報告を終わります。

しばらく入替えのため休憩します。

休憩 午後 2 時46分

再開 午後 2 時46分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

担当が替わりましたので、部長のほうから紹介していただいて報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして所管が入れ替わりました。続きまして建築課になります。建築課の職員が参っておりますので自己紹介させていただきたいと思えます。

○建築課長（永利啓次君） 建築課長、永利です。よろしくをお願いします。

○建築担当係長（河野友宏君） 建築課建築担当係長をしております河野です。よろしくお願ひいたします。

○建設部長（野田清仁君） それでは、続きまして所管事務報告、建築課になります。筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金及び筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金について、内容につきまして課長の永利から説明をさせます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） お疲れさまです。それでは、筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金及び筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金について御説明させていただきます。

お配りしてます資料の 1 ページを御覧ください。要綱改正と制定についてですが、住宅改修工事を対象とした市独自の補助金と、耐震工事を対象とした国費や県費を活用した補助金を現行の要綱で両方とも交付してまいりました。しかし、福岡県木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱の改正がございましたので、名称も福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金交付要綱となり、耐震改修工事に併せて行う省エネ改修工事が新たに補助の対象に追加されました。

それに伴い、耐震改修工事を筑紫野市経済対策事業住宅改修工事等補助金交付要綱から削除し、耐震改修工事に省エネ改修工事を追加した筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱を新たに制定することとしました。

また、耐震改修工事を削除した筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱については、内容を見直し、改正いたします。下にイメージ図をつけております。

それでは、改正します筑紫野市経済対策事業住宅改修工事補助金交付要綱について御説明したいと思います。2 ページをお開きください。



簡単な図をつけていますけど、令和4年度以前までは補助の対象を主に建築工事だけとしておりました。単独で行う電機や機械の設備工事、土木工事、植栽工事は対象外でございました。

次のページ、3ページを見ていただきたいと思います。

今回の改正では、建築工事だけではなく、設備工事や土木工事、植栽工事も追加いたします。住宅の敷地内の工事がほぼ対象となります。新たに制定した住宅性能向上の要綱の対象とならない耐震補強や省エネ工事はもちろん、これまで対象外でありました上下水道の接続工事や太陽熱利用システムの工事、エクステリアや外構工事、あと、緑化のための植栽工事等全て対象にするものです。

対象にならないものとしてはテレビや冷蔵庫など、購入してすぐ設置できるもの、そのほかに他の補助金や助成金を申請されて工事されるものを対象外としております。

補助金額につきましてはこれまで同様の工事費の10%相当額で、上限10万円までとします。

次のページ、4ページを御覧ください。

新たに制定します筑紫野市木造戸建て住宅性能向上改修工事等補助金交付要綱について御説明します。

現行は耐震改修工事と建て替え等に伴う除却工事が対象でしたが、県の要綱が改正になりましたので、耐震改修と同時にやる省エネ改修工事も補助対象となります。それに伴い、名称も耐震改修工事から住宅性能向上改修工事となりました。県の要綱の改正に伴い、本市の要綱から耐震改修工事と建て替え等に伴う除却工事を新たに制定した要綱に移行し、省エネ改修工事を追加するものです。原則、耐震改修工事と省エネ改修工事を併せて行う工事が対象となります。

補助金の額については耐震改修工事費用が工事費用の60%相当額で上限が60万円、省エネ改修工事が工事費の60%相当額で上限が20万円となります。除却工事につきましては工事費の60%相当額で上限が60万円となります。

住宅性能向上改修工事の対象工事は5ページに記載しておりますので御覧ください。

耐震改修工事と除却工事の対象は昭和56年5月31日以前に建設された耐震の診断結果が上部構造評点が1未満である木造戸建て住宅に対し、1以上に耐震改修工事等の設計、監理が対象となります。1未満の住宅の建て替えに伴う除却工事も対象となります。

新たに追加された省エネ改修工事は、開口部や外壁、屋根、天井、床の断熱性能を従来より向上させる工事が対象となり、また、LED照明や節水型トイレへの工事なども対象

となります。

以上で御説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告を受けましたが、質疑のある方ありますか。

田中委員。

○委員（田中 允君） いろいろ説明受けたけど、ぱっと理解できんわけ。図解とか、僕たちも分からんのに、市民の方たちもそこらあたりが今のような説明受けても分からんところがあるけん、分かりやすいパンフレットというか、そういうのを作ってもらったほうがいいような気がするんですよ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 3ページの絵を見ていただいたら、ほぼ家に関する工事については対象ということで考えていただいたらいいかと思います。何でも工事業者さんに頼んで工事する分についてはお支払いしたいと思ってます、敷地内であればですね。簡単に言えば、自分で購入して設置するというのは工事に該当しませんのでそれだけは外していただきたいと思ってますけど、そういうイメージでこちら作っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 業者との関連があるたいな、申請するとき見積りとかいろんな形で。じゃあ、それを申請するのは個人やろうけど、業者さんあたりもそういうシステムというのは分かっているのかな。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 既に問合せとかがございます分については、「こういうふうに変更を行う予定です。」と、議会を通った後に御説明しますので、ある程度周知はできていると思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 確認なんですけれども、4ページのところでございます。今回、現行から移行というところで朱書きされている部分ですね。省エネ改修工事、これは原則両方工事を行う場合が対象となっているんですけども、これは耐震改修工事を実施される方じゃないと対象にならないということでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 前年度、令和4年度までは耐震改修工事のみだけが補助の対象となっております。今度、県のほうも要綱が変わりまして耐震改修工事する費用と、それと併せて省エネ工事を行えばその省エネ工事の費用まで20万円限度で見ますよと県の

要綱が変わりまして、ここで赤字で書いているのが原則両方しなさいと県の要綱が変わっております。

ただ、あくまでも原則で、その内容については県のほうには私たちが副申しますので、その中で話し合いながら両方するのか、片方でいいのかというのが今回から初めてやりますのでどうなるか分かりませんが、県からこの補助を出すなら原則両方ですよという回答しかいただいていないので、この形を取らせていただいております。

私たちのほうとしては耐震化率を上げたいので、耐震化だけでもなんとか出してほしいというように話しております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） まず、昭和56年の5月31日以前の建設になるんですよね。木造で平屋、もしくは2階でも関係ないんですよね。2階建てでもいいんですよね。2階建てですね。それと、上部構造評点の1.0未満ということで、いわゆる耐震診断を受けとかないと駄目なんですよね。ということの質問です。

あとは改正後の住宅改修工事補助対象について、今までと違って今度は土木工事だとか植栽工事とかこういうのも追加されるということなんですよ。それで、これの補助金が上限10万円まで出ますよということ、そして次の4ページ目で住宅性能向上改修工事等補助についてということで、住宅性能向上改修工事の耐震改修工事プラス省エネ改修工事で、耐震改修工事については上限60万円まで出ます。併せて上限20万円ということは、合計で80万円出るのかなということですね。この表をちょっと教えてもらえますか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 昭和56年5月31日というのは、私のはっきり覚えてないんですけど、新潟か神戸の地震のときにこれ以前の建物が非常に被害が大きくて、それから変わった耐震の分については被害が少なかったんで、最低でも国と県は昭和56年5月31日以前の分を耐震化しましょうということで決まっております。

あと限定しているのが、今言われましたように木造の2階建てまでと限定されております。これについては、県の補助をもらう分の要綱もそうなっておりますので、市もそれに倣って昭和56年と2階建ての木造と決定しております。

あと、言われました外構工事等についてですが、土木工事は当然新築の造成は出しませんが、あくまでも改修ということで駐車場を広げたいという方がいらっしゃれば広げる分も、今まではあくまでも住まわれている家しか対象としておりませんでしたけど、駐車場

に2台置きたいということであれば2台分とか。あと、緑化を推進すると市が進めておりますので、都市計画のほうでは生垣の補助がありますけど、その対象とならない道路に面していない部分も対象にしていったら緑化が進むんじゃないかと考えて緑化も入れております。

あとは、先ほどお話がありました80万円出るのかということは、60万円、20万円の合計80万円まで出る形になっております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 城委員。

○委員（城 健二君） そうすると、いわゆる建物以外の設備工事、土木工事とか植栽工事をやる時に上限10万円出ると書いてありますけど、さっきのプラス80万円プラス10万円の90万円は出るということですか。家をやって、外のあれもやっちゃえば。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 工事工種が完全に違えば出ます。ただ、耐震改修費用の60万円、あと、経済対策のほうにも耐震改修工事10万円あります。それはこちらのほうの60万円の補助を受ければ経済対策の10万円は受けられません。同じ工事になりますので。全く別の工事に対しては補助金の対象となっています。

少々ややこしいんですけど、耐震改修工事も昭和56年以降の分で建築基準法が変わりまして、2000年とかも変わっていて、その分の基準に合わせたいという方がやっぱりいらっしゃいますので、その分については10万円補助のほうでお願いしています。県の補助は頂けませんので。それはそちらで。56年以前の方は両方出るかというとは出ません。

ほかのいろんな市の中でバリアフリーの関係であれば介護とか福祉とか障がいの関係でいろいろ別の補助がありますけど、そちらの補助がもらえる方はそちらのほうをもらっていただき、それに該当しない方については10万円補助で対応していただくかという要綱になっています。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 今、生垣のなんとかかんとかって言いよったろう。あれまだ生きとうと。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 都市計画課が所管する生垣推進等に関する条例に基づく補助制度でしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） この前のとき説明してあったときに、この前説明受けたときに、光が丘辺りがずっと新築でしてきたったいね。そのときにできませんとかなんとかいうような話聞いたような気がするけど。特例か何かあるとな。俺が間違っとうかもしれんけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 今まだ、予算書を見ていただいても予算に載っていると思います。申請者の数が少ないとは聞いておりますので、その中で利用の仕方がよく私たちもどういうふうな利用でされるかちょっと都市計画課じゃないので分からないんですけど、利用しやすいような形でこちらのほうは道路に面していないところでもできるような形ということで取らせていただいているんですけど、今、田中委員がおっしゃっている補助金自体は多分まだあります。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 耐震改修工事についてなんですけれども、本市においては警固断層帯に起因する被害が想定されておりまして、1,000棟以上が半壊だったり全壊であろうかと思っております。

昭和56年5月31日以前に建設された住宅が対象ということなんですけれども、その結果を踏まえたら、大体対象としては1,000棟以上を対象の件として見込んであるのか、また、今回耐震診断においては行政が関わるのか、あくまでも個人さんが業者を選定されて耐震診断の結果を受けた方が対象となるのか。

また、今回の工事費、上限60万円が補助ではあるんですけども、相場として大体改修工事というのは実績として大体幾らなのか分かる範囲で教えていただけたらと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） 平成19年に筑紫野市耐震改修促進計画というのを立てております。その中では昭和55年以前の分については7,490戸あるというふうに想定しております。そのうちの930戸は耐震改修されているんじゃないかということで耐震性ありとしております。この計画を立てたときは令和2年度までに95%に耐震化率を上げましょうということで今まで市としては動いてきました。ただ、なかなか要綱が使いづらいこともあって、うちのほうに申請が上がっているのが、この補助金を始めてまだ4件しか上がってきておりません。まずこれを解消したいということで、今回新しく要綱を制定したものです。

次に、行政として耐震診断について、関わっていくのかということでございますけど、県のほうに耐震診断アドバイザー制度というのがございます。こちらのほうで私たちに問合せがありましたらそちらのほうを御紹介しまして、そちらのほうで耐震診断をしていた

だく形を取らせていただいております。

工事費につきましては、安ければ30万、40万円からできます。たまたま構造的に問題が少なかったらですね。逆に、物すごく古い建物とかであれば屋根の荷重を落とすために軽くする工事とか、柱を増やしたり、はりを増やしたり、基礎を増やしたりするので、逆に800万円とぐっと上がったりしますので、平均どれぐらいかという一概に幾らだとは言えない状態でございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 前田委員。

○委員（前田倫宏君） 工事の改修工事においては相場が安いところもあれば上限が高いところもあるということなんですけれども、そうするとこの補助金の60万円というところが妥当だと思われる方もいらっしゃるかなと思っておりますが、やはり高額な工事費が伴うことによって諦める方もいらっしゃるかなと思うんですが、その点、今の4件という実績も踏まえてどのように今後件数を95%まで上げていくということではあるんですけれども、問題もあるのかなと思うんですけど、その点どのようにお考えでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） どうしても保存したいという建物、古民家とか歴史的に価値があるというのは、多分、前田委員が言われたとおり、すごく金額が高い耐震改修の費用になると思います。それに対して、この補助金を使っていただくかというのは、私たちの考えは、あくまでも一般的な住宅にお住まいの方の安全を守っておこうと、本当だったら古くて大事に取っておきたいという人も守ってあげたいんですけど、やっぱり想定的にはあくまでも普通に使われている方の住宅の補助をさせていただこうと思っております。こちら上限を60万円にしているのは筑紫野市だけなんです。ほかの市町村は40万円とか少し低めにされてますので、私たちはこの金額で皆さん御理解いただけるかなと思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） 副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 今まであった既存の制度も大変評判のいいもので、今回太陽熱のシステムが加わって環境に力を入れているんだなというのが分かるので大変よいとは思っています。

ただ、要綱が改正されたことに伴って業者の方は、実際、商工会の建設関係の方から、制度としては知ってるけども詳細が分からないという声を何件かいただいているので、田中委員が言われてたように、周知ですね。チラシとか作って商工会のほうに建設の部会とか

もありますし、そういった商工会会員さん以外でも建設の関係者の方に周知がなされるような取組をぜひしていただければと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○建築課長（永利啓次君） そこまで考えていませんでしたけど、商工会に配らせていただいて周知をどんどんしていきたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

しばらく休憩します。入替えのため。休憩しますか。20分までと思ったんですけども。たつての願いということで25分まで休憩します。

————— . ————— . —————  
休憩 午後 3 時12分

再開 午後 3 時25分  
————— . ————— . —————

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、所管事務報告に入ります。

職員が入れ替わりましたので、部長より紹介をしていただいた後に報告をお願いします。  
部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして所管が替わりまして、区画整理課になります。区画整理課長の山田が参っておりますので挨拶させます。

○区画整理課長（山田和成君） 区画整理課長の山田和成と申します。よろしくお願ひします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、区画整理課の所管事務報告になります。筑紫駅西口土地区画整理事業の進捗状況について課長の山田から説明させます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○区画整理課長（山田和成君） それでは、お手元にお配りしております資料に沿って説明を始めさせていただきます。

表紙をめくっていただきまして1枚目です。筑紫駅西口土地区画整理事業についてでございますけれども、1番、進捗といたしましては、令和5年、今年の3月末時点で予定しておりました宅地造成工事と道路の新設工事の全てが完了いたしまして、仮換地指定率、

使用収益開始率ともに100%に至っております。

図面といたしまして、別紙に資料1ということで設計図を添付しております。この設計図どおりに現地の工事は全て完了した状態となっております。

続きまして2番目、事業後の新地番について御説明いたします。

事業完了後も引き続き現在使っております大字筑紫、大字若江の町名を継承することとなりましたので、現在、事業区域内の一つ一つの土地について、新しい地番を付番する作業を進めております。現時点では予定でございますけれども、大字筑紫の区域内につきましては、地番が1500番から再スタートしまして、最終番が1958番になる予定です。若江につきましては、350番から再スタートいたしまして、776番までになる予定です。こちらにつきましては、資料2ということで、新町界町名図という資料を添付させていただいておりますので、併せて御参照ください。

続きまして3番目、清算金についてでございます。

土地区画整理事業の場合は、土地区画整理前後で、土地区画整理する前の土地ですね、従前地と、土地区画整理後の換地間の評価に差が出ないようになるべく配慮して設計して事業を行いますけれども、どうしても差が生じる場合があります。そうした場合に、金銭でその差を相殺して均衡にもっていきますけれども、この際にやり取りする金銭のことを清算金と言います。

具体例といたしましては、従前地の土地評価が換地の土地評価よりも高い場合につきましては、施行者である市から関係者に清算金を交付いたします。一方で、従前地の土地評価よりも換地の土地評価が高かった場合は、関係者のほうから施行者が清算金を逆に徴収いたします。こちらの清算金を算定するに当たりまして、土地ごとに権利指数という評価結果の点数がございますけれども、1点あたりは幾らという単価を定める必要があります。筑紫駅西口土地区画整理事業に関しましては、1点あたり87円という単価に決定したところでございます。

資料の裏面に参ります。今後の筑紫駅西口土地区画整理事業のスケジュールの予定でございますけれども、表がございまして、上段に今年の12月末まで、下段に年明けから来年の7月までの予定を掲載しております。

まず今年ですが、換地計画の個別説明、個別相談から進んでまいりまして、10月ぐらいに換地計画の中身について縦覧を行いたいと思っております。その後、意見書等の審査を行いまして、事業認可者であります福岡県知事に換地計画の認可申請を行いたいと思っております。その後、予定では、順調にいけば、年内には県知事より換地計画の認可がおりるので



はないかと予想しております。

年明けから、今度は個別に関係者の方に換地処分の通知を発送してまいりまして、全ての通知が行き届いたという確認が取れ次第、県知事に換地処分の公告という事業の最終段階に進んでいけるのではないかと考えております。換地処分の公告が行われた後に、今度は一つ一つの土地について法務局に登記を依頼しまして、区画整理登記の事務に入っております。表には掲載できておりませんが、区画整理登記が終わりました後に初めて清算金の交付及び徴収の事務に進んでまいります。

以上、筑紫駅西口土地区画整理事業について説明いたしました。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から報告を受けましたが、質疑のある方はありませんか。

田中委員。

○委員（田中 允君） 筑紫は1500からかな、この決め方は何か基準があるんですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○区画整理課長（山田和成君） 地番の決め方についてでございますけれども、筑紫のほうは今、1400番台半ばまで付番されています。区画整理事業については、がらっと全ての土地の地番が入れ替わっていく、リセットされる中で、法務局と協議いたしまして、分かりやすく次の桁といいますか、切りがいい1500番から始めていきましょうと、もともとの地番と錯綜しないように、ちょっと間を空けてきれいな番号から始めていきましょうということになっております。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかにありませんか。

横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） この地番と住所表示はまた別ですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○区画整理課長（山田和成君） 筑紫駅西口土地区画整理事業地内につきましては、従来の大字若江、大字筑紫という町名を引き続き継承することといたしております。ほかの地区に関しては、区画整理事業完了後に何丁目何番地という例もたくさんございますけれども、その辺りを含めて一昨年からは地元の両区長様といろいろ協議した結果、自治会活動を引き続き安定的に運営していく上で、どうしてもきれいに何丁目と割れないブロックがありまして、そういったことも考慮した結果、引き続き従来の大字名を継承していきましょうということになっております。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。ほかにございますか。

前田委員。

○委員（前田倫宏君） 2点あるんですけども、権利指数1個（点）当たりの単価が87円に決定したんですけど、この単価がよく……。どういう指標であるのか、指標を基に決定されたんでしょうけど、その点を少しお伺いしたいというのが1つ目でございます。

2点目が、所管の課が違うかもしれませんが、資料の2の筑紫公園予定地に関しては何か整備計画というか、現状のスケジュールはどうなっているのか、分かれば教えてくださいたいと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○区画整理課長（山田和成君） まず、1点目の清算金の指数1個（点）定当たり87円の件についてでございますけれども、単価を算定していく中で、様々な土地の評価の指標がございます。不動産鑑定であったり、地価公示価格、あるいは相続税評価とか様々な評価がありますけれども、最終的には固定資産税の路線価をベースにしまして西口地域の土地の評価を探ってまいりました。清算金に関しましては、徴収される方と交付される方の両者がいらっしゃいますので、両者のちょうどいいバランスするレベルといたしますか、単価といたしますか、そういったものを探っていく中で87円になったところです。

鑑定価格と比較すると、おおよそですけども、鑑定価格の7割5分から8割弱ぐらいの水準にこの87円はなっております。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） 続いて筑紫公園の状況についてでございますけれども、これまで用地買収をずっと進めてきましたけれども、なかなか用地の取得に際して地権者の方との協議がなかなか進んでいないところがございます、現在も継続して協議を進めております。その用地が片付きましたら整備ということになってくるんですが、今のところなかなか用地が進捗しておりませんので、まだ、いつから整備をするかを決め切っておりません。

整備するに当たっては、ここには前畑遺跡の土塁がございましたので、その辺りの調整もまた出てまいります。今後また、公園としての整備、遺跡保全の整備、そういうものを調整しながら整備計画を立てていく必要があると今は考えているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） 清算金なんだけど、原田駅前の区画整理で、要するに清算金としてお金を払わないといけない人が出てきて、それで解決するまで十数年ぐらいかかってい

と思うんだけど、その辺はここはどうですか。やっぱり清算金を支払わなければいけない人がかなりいるのか、ほとんどがもらう人という感じなのか、その辺はどうですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○区画整理課長（山田和成君） 筑紫駅西口に関しましても清算金の御負担をしていただく方が大変いらっしゃいます。金額はまちまちですけれども、恐らく原田と同様に、短期間ではなくて長期的な取組になってこようかと思っております。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは質疑を打ち切りたいと思います。ありがとうございました。

担当が替わりますので、しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時36分

再開 午後 3 時37分

---

○委員長（宮崎吉弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

所管事務調査に入ります。出席職員を部長より紹介していただき、調査の報告をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） 続きまして、所管課が替わって維持管理課になります。職員が参っておりますので自己紹介させます。

○維持管理課長（菊武秀明君） お疲れさまでございます。維持管理課長の菊武と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○維持管理課長補佐（山内和彦君） 同じく維持管理課管理課長補佐をしております山内と申します。よろしくお願いたします。

○維持担当係長（坪井 望君） 同じく維持管理課維持担当係長をしております坪井といひます。よろしくお願いたします。

○建設部長（野田清仁君） どうぞよろしくお願いたします。

それでは維持管理課になります。所管事務調査、橋梁長寿命化促進事業の進捗状況について、課長の菊武から説明させます。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） それでは、橋梁長寿命化促進事業の進捗状況につきまして御説明申し上げます。

説明資料の1ページ目を御覧ください。

市道の橋梁につきましては、平成26年度から国の方針によりまして、5年に一度の近接目視による橋梁点検を行い、橋の健全性について4段階に区分することを道路管理者に義務づけられております。

1ページの上段の表になりますけれども、令和1年度から令和4年度の点検の2巡目が進行中でございます。令和4年度は65橋の点検を行っております。その結果、大きく損傷した橋はございませんでした。内訳としましては、59橋が「ほとんど健全」の評価1で、6橋が少し注意を要する評価2という結果でございます。令和5年度におきましては、原田にあります榎本陸橋の1橋の点検を実施する予定です。

続きまして、中段から下段にかけましては、中段の部分の平成30年度に策定した個別施設計画、その下の令和4年度に策定しました個別施設計画との比較になります。令和4年度末は、ほとんど健全の評価1が195橋で、前回の計画よりも若干少なくなっていて、評価の2が66橋に増えています。評価の3が6橋ございまして、評価の4はゼロ橋でした。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） 今、報告いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいますか。

副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） すいません、これは事前の打合せで言うべきだったかなと思っているんですけど、市が管理しているのが、去年の最新の段階で合計267ということだと思うんですけど、いわゆる今全国的に問題になっている管理者不明の橋の勝手橋——自治体が管理しているのか、それとも誰かが造ってどこが管理しているのか分からない橋が、福岡県内だけでも715あると報道等で聞いています。筑紫野にあるそういったものを担当課は把握されているのかお尋ねしたいんですけども。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 総数は把握はできておりませんが、いわゆる勝手橋ということで、個人の方が河川の上に橋梁を架けているのは幾つか把握しております。それまでの経過だとかは、昔からであったりするのでなかなか判明が難しい部分当があると思いますけれども、相談を受けているものを幾つか把握できております。

○委員長（宮崎吉弘君） いいですか。副委員長。

○副委員長（段下季一郎君） 自治体によっては老朽化とかによって地域で事故が起きたりしていると報道されていますけれども、それについては状況を把握されているんでしょうか、老朽化の状況とか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 勝手橋につきましては老朽化の状況を把握はしておりません。

○委員長（宮崎吉弘君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） では、私が今回調査をさせさせていただいたんですけど、この調査の結果で、しっかり点検をされた上での数字で、注意箇所とか減っているわけですが、例えば、大きな水害とかあつたりすると橋梁が傷んで急激に劣化することもあり得ます。これから梅雨に入りますけれども、やはり継続してこうやってきちんと調査を行っていたということなので、一つは安心をしているところで、引き続き、私どもも調査を依頼しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、質疑を打ち切ります。

そうしましたら、今度、担当が変わりますよね。

○建設部長（野田清仁君） 維持管理課は一緒に、今後は農政課が入ります。

○委員長（宮崎吉弘君） 農政課が入りますよね。しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後 3 時43分

再開 午後 3 時44分  
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、会議を再開します。

担当課が追加になりましたので、部長のほうから紹介をしていただいて、説明をお願いします。

部長。

○環境経済部長（平嶋頭治君） 環境経済部でございます。職員を紹介させていただきます。

本日、農政課長の安樂が体調不良のため欠席しております。申し訳ございません。農政課は農林土木担当係長の松永から説明させていただきます。松永でございます。

○農林土木担当係長（松永崇臣君） こんにちは。農政課農林土木担当の松永です。本日

はよろしくお願いたします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） それでは、所管事務調査の山神ダム周辺道路、キャンプ場について、松永から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農林土木担当係長（松永崇臣君） それでは、山神ダム周辺道路、キャンプ場につきまして、農政課のほうでまとめて説明をしたいと思ひます。

資料の表紙の次のページを御覧ください。

まず、図面に緑色の線を表示しております周回道路につきましては、年に一、二回程度の草刈りを実施しています。次のページに草刈り業務の状況を写真で添付しております。

次に、キャンプ場の管理運営の現状についてです。

次のページに山神キャンプ場の位置図を添付しております。場所は先ほどの周回道路から西側の山林を上ったところにキャンプ場がございます。

次のページを御覧ください。キャンプ場の経過について説明いたしたいと思ひます。

山神キャンプ場は、昭和56年から57年にかけて、山神ダム建設時の土捨場となっていた場所に、のり面整形工事及び植栽を実施しております。平成元年に商工会青年部より提出されました自然と親しめるような施設の設置についての陳情を受けまして、本市としましては、保安林用地の所有者である平等寺山財産区の了承を得まして、商工会から管理棟1棟を寄附されまして、市がバンガローなどの設置工事を行っております。その工事が完了しまして、平成4年度からキャンプ場の運営を開始しております。

しばらく運営のほうを続けておりましたが、キャンプ場の管理運営につきまして、収支の面で廃止するのか継続するのかということで、庁内の検討委員会で何度か議論されまして、平成20年9月にキャンプ場廃止の方向で検討が進んだところでございます。その後、平成21年7月の中国・九州北部豪雨によりまして、キャンプ施設やのり面等が被害を受けまして、利用を中止することとなっております。

その後、のり面部の災害復旧工事を行いました。キャンプ場利用者1人当たりにかかる経費や、運営を継続する場合の施設の改修費、また、防犯上の課題について検討を行い、平等寺山財産区、商工会青年部とも協議を重ねた結果、財政状況が厳しい中で運営を継続することは難しいとの結論に至りまして、平成28年3月議会におきまして、筑紫野市生活環境保全林内施設の管理運営に関する条例の廃止について付議をし、平成28年4月をもってキャンプ場を廃止しております。そのため現在、キャンプ場の管理運営については行っておりません。

次のページを御覧ください。これが当時のキャンプ場の見取図の平面図です。現在、施設につきましては平等寺山財産区との協議で、廃止後は施設を撤去し更地に戻すことになっておりますが、施設は現在、現地に残ったままの状況となっております。

図面にアルファベットで番号をつけておりまして、次のページから写真を添付しております。写真Bは、キャンプ場入り口の状況です。次の写真Cは商工会青年部から寄附されました管理棟でございます。写真ではかまどでございます。写真EとFはシャワー室と炊事場となっております。写真GからJにつきましてはログハウス3棟の写真となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま執行部から説明を受けましたが、質疑のある方はありますか。

辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） 今回このように資料を出していただいて、経過も含めてよく分かりました。

これをなぜ調査するようになったかというのと、YAMAPというアプリがあると思うんですけども、あれを見ていると山神ダム周辺の道路を散歩に使っている方が、ある日ふと、横にそれる道があるので何だろうと思って入っていったら廃墟があったという感じで記事が書いてあって、これってキャンプ場のことじゃなかったかなと思って、今どうなっているのかなと。1人で見に行くのは怖い感じがするので、以前も1度行ったことがあるんですけど、本当に1人で行くのと怖いという感じなので、今回の調査でどういう状況なのかと。

平成28年に廃止になっているので更地になっているのかなと思っていたのに、そんなふうに廃墟化しているということで、公のものであったはずのものが廃墟のままで、ああいう文章を読んだ方がどう思われるか気になって、本当ならきちんとすべきでないかということで調査をさせていただきました。

お約束どおり更地にして返してはいないと。写真を見せていただくと、これでは平等寺山財産区の方も悲しいのではないかと思うので、今後どうしたらいいのか。あるいは、平成28年に廃止された状況と異なって、今はまたアウトドアブームというか、コロナの後、アウトドアとかを望まれる方は非常に多いので、何らか筑紫野市としても、森林を利用して何かしてはどうかという意見もある中で、ここは既に土地があるというところでどうなのかな、方針として何か考えられるんじゃないかなと思っていますが、その辺りをどのよ

うにお考えなのか。きれいにしてお返すのか。広々とした広場になればまた違った使い方もあるのではなかろうかと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 先ほど経緯説明の中でもありましたとおり、平成28年4月にキャンプ場を廃止させてもらっています。それから平等寺山財産区にお返すに当たって、一応、更地にして戻そうということで、予算化も何回か試みたところですが、どうしてもまだこちらに回す予算というのがなかなかつかない状況があります。今後も農政課としては、まずは更地にして戻すと。

それと、この山神キャンプ場につきましては、平等寺山財産区の保安林という位置づけになりますので、最終的にはまた植樹をして保安林として活用することを財産区では考えておられます。

あと、運営面で言わせてもらいますと、竜岩キャンプ場が平成12年に出来上がって、こちらの山神キャンプ場も併設されていたんですが、どうしても新しい竜岩キャンプ場にお客さんが来られて、費用対効果を考えるとどうしても、山神のキャンプ場にはお客様があまり来ない、維持管理費だけがかかっていくというので、公の施設の検討委員会の中で廃止の方向が上げられたところがございます。

将来的には農政課としましても、更地の植樹できる状態にして平等寺山財産区にお返ししたいと考えているところです。

○委員長（宮崎吉弘君） 辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） それであれば、人が入らないように仕切りをすとか、こういうところが目に触れないように……。ここで何か事件でもあったら反対によくはないかなと思われるし、周回道路も本当は、ここにはきれいに草刈り作業された後の写真がありますが、結構、上のほうというか、キャンプ場の近くの曲がり方の辺りなんかは、何回かしか行ってないけど、その状態でも結構道まで葛のつるなんか広がったりしています。1年に一、二回ということで、1回と2回は随分違うと思うんですけども、きちんと管理してあるのであれば反対に、皆さんに散歩道としてこういうところがありますということも言ってもいいのではないかと思います。その辺り、せつかく管理している道路を有効活用することは考えられないのかどうか。

ここは春は桜がすごくきれいだし、それを目当てに散歩される方も非常に多い。過去には提灯も並んでたりして、ここを散歩道に使うという意図が最初はあったんじゃないでしょうか。いつの間にかそれも途絶えて、破れ提灯になって誰も近寄らなくなっているとい



うところでは、方針をはっきりしたほうがいいと思います。この道路を有効活用しないのであれば、きちんと管理はするけれども、そういったぶら下がっているものは撤去するなどしていただけたらと思います。

秋は結構、紅葉が立派に育ってきれいですよね。だから、手入れすれば十分に市民の方の憩いの場として提供できるんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 山神キャンプ場のこのA、Bという入り口については、先ほど言われたとおり安全面を考慮しなければいけないということで、入れないようにこちらで配慮したいと考えております。

周回道路につきましては維持管理課になりますので。すいません。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 周回道路につきましてはダムの管理用道路という一面もございまして、以前は不法投棄などが発生した状況でございます。たくさんの方が来られれば、それなりに目があって不当不法投棄を抑止する効果もあるかもしれませんけれども、今、ダムの管理事務所のところと平等寺に上がっていくところの2か所に門扉をしてかぎで管理している状況からすると、人だけが通れるんですけども、その中に入ってでも不法投棄される方が以前いたということがございまして、活用するという意味合いでは今のところ維持管理まで至っておりません。

今、年間に100万円程度のお金を使って草刈りをさせていただきますけれども、それ以上に費用を投資して活用することは、今のところ原課としましては考えておりません。

○委員長（宮崎吉弘君） すいません、先に横尾委員。

○委員（横尾秋洋君） このダムの上のほうに管理事務所がありますよね。ここを閉鎖したのは、多分ここを開けていたら自殺者が増えるからクロスしているのかなと思って。上の藤棚で自殺者があつたりして、私の友達が発見してわあわあ騒いだんですけど。そういうことで、ここへ入れると自殺の名所になってしまうのかな、だからここは止めてるのかなと私は勝手に判断してましたけど、そういう事件はここで発生していませんか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） 周回道路のところではなくて、もっと山の中でそういった事件があったというのは聞いております。門扉をしたのは、以前、バイクであるとか、暴走族であるとか、そういう方たちが入ってきた経過があったからと聞き及んでおります。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 結局これは、平等寺山財産区に返さんやったらずっと市が毎年100万円払うわけですか。周回道路が管理用道路なら山神水道企業団に払わせるとか、そういう検討もしないといけないんじゃないですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○維持管理課長（菊武秀明君） ダムの管理用道路兼、あそこの周辺の山を管理するための林道につながる道路でありますので、筑紫野市で維持管理をすることになっているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 田中委員が言われるとおり、山神ダムのキャンプ場の部分については平等寺山財産区なんですが、周回道路については市の道路でありまして市の所有地です。

ああ、市有道。市有道だそうです。すいませんでした。キャンプ場の分だけが平等寺山財産区の土地になるということです。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） ダムの土捨場を道路にしたわけやろう。土捨場やったところを管理道路にしとるんなら、意味が分からないんですけど。何で市が管理しないといけないんでしょうか。

○委員長（宮崎吉弘君） 部長。

○建設部長（野田清仁君） ダムを造ったときの経過になると思いますけれども、ダムの周りにずっと山がございます。そこに行くため、ダムを造った後、その周りの土地に行くための道路として、ダム建設時に多分造られたのかなと。それがもともと、里道じゃないでしょうけど、筑紫野市の道路として管理をするということで市の管轄になっているのかなと。だから市有道として今、市のほうで管理しているところでございます。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） では質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

所管が替わりますね。しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時02分

再開 午後4時03分

---

○委員長（宮崎吉弘君） そうしましたら、休憩前に引き続き、会議を開きます。

所管事務調査報告をお願いしたいと思います。

担当を紹介した後に、もう直接いいですね。じゃあ、係長。

○農林土木担当係長（松永崇臣君） それでは、森林ボランティアについて説明をさせていただきます。資料の表紙の次のページを御覧ください。

まず、森林ボランティア制度についてです。平成11年から平等寺の市有林でボランティアによる植樹を始めたのが活動の始まりとされております。森林整備作業を直接体験することで、水を育む森林の大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、森林ボランティア会員を募集しまして、平成14年にちくしの森林ボランティアの会が発足し、現在に至っております。

現在の令和5年3月末時点でのボランティア会員数は88名となっております。昨年、令和4年度の会員の退会者は6名、新規登録が19名ということで、前年に比べて13名会員が増えております。

次に、これまでの実績についてです。ボランティア活動につきましては年に2回、12月冬の枝打ち作業、そして、3月春の植樹作業の2回を実施しております。作業回数につきましては、平成14年度から累計44回実施をしております。参加人数につきましては、延べ3,713名、植林面積延べ12.63ヘクタール、植樹本数延べ1万7,828本でございます。

次に、今後の展望についてでございます。現在市有林の彩りの森、野鳥の森で作業を行っておりますが、作業可能な箇所が年々減ってきていることから、候補地について検討の時期に来ていると考えております。また、ボランティア活動の周知につきましては、市公報・ホームページはもとより市内・市外からの参加を広く募るため、現在SNS、フェイスブック、ツイッター、LINEを利用したことにより、新規会員が増加していることから、今後も継続して情報発信をしていきたいと考えております。

参考に、現在周知の方法についてですが、まず、ボランティア会員さんにつきましては、返信用のはがきを送付しまして出欠の確認を取っているところでございます。一般参加につきましては、先ほど御説明しましたとおり、ホームページ、広報、SNSで募集をかけております。次に、関係団体といたしまして林活議連、山神水道企業団、商工会青年部、それと福岡農林事務所へ参加の案内通知をしているところでございます。最後に市職員ということで、職員全員に通知をいたしまして、職員本人またはその御家族とかお知り合いの方についても参加いただくように声かけをさせていただいております。

次のページに今までの活動状況の経過のほうを添付しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮崎吉弘君） ただいま報告、説明を受けましたが、質疑のある方、ありますか。辻本委員。

○委員（辻本美恵子君） これも調査をお願いしたいんですが、このところ、森林ボランティアが始まった頃から知っているわけですが、ちょっと下火になっているのかなと思っただけなんですけども、ここしばらくまたプラス13人増えているというところで、やっぱり新しい方が、ここしばらくアウトドアのブームなのかなというところで喜ばれているのかなというところで、去年12月なんかは広報が間に合わなくてできなかったというのがあるんですが、こんなふうにSNSを使って情報を流していただいて、今後も会員が増えるということであれば、今後もぜひ情報発信をきちんとして、たくさんの市民の方が参加される、あるいは市外の方も参加できるような大きな活動になっていけばいいかなと。せっかくでするので、ちょっと話があれですが、森林譲与税を送るとか使って活動を活発化させている自治体もたくさんあるので、ぜひともせっかくの市民の財産があるので、市民の方に喜んでいただけるような企画になればいいかなと思っています。

ただ、作業可能な場所がだんだん減ってきているというところがありますので、候補地について検討するというのは、実際には彩りの森と野鳥の森と、何かきのこの森とかいうのもありましたよね。その辺りでもうない。であれば、さっき戻りますが、キャンプ場の跡地を更地にして、植えるときには森林ボランティアでみんなでやればいいのかと。ほかにも植樹をできそうなところというのは幾つかあると思うので、市が管理しているのか、関われそうな土地が幾つかあって、候補地について検討するという中身は、具体的にはどんなふうなところが想定されるのか。

○委員長（宮崎吉弘君） 係長。

○農林土木担当係長（松永崇臣君） まず、基本的には今、ボランティアは市の森林の中でしているところなんですけども、なかなか急斜面がきつところとかがほぼ今、残っているようなところが多くて、やっぱり素人の方、一般の方が入って植樹作業をするにはちょっときつかなというのが今、懸念しているところです。

今現在、植樹に関しましては野鳥の森のほうですね。竹やぶ等でまだ市有林がもうちょっと範囲的に森林の範囲がありますので、今のところは竹やぶ等を切り開いて、植樹できるような場所としてしばらくは提供できるかなと思ってやっております。あと、ちょっと今、森林組合のほうとも相談しているところなんですけれども、先ほど辻本議員が言われましたとおり、市の森林以外のところ、個人さんが持っている森林で造林・植樹する箇所

というのもございます。こちらにつきまして、植栽をするときに、その植栽の植樹する作業だけを森林ボランティアでしていかどうかというのを、ちょっと実際、造林事業というのが県の補助金とか国の補助金を使ってやっている関係がございますので、その辺り、ちょっと県のほうとも相談して、一部分だけでもいいのでそういうボランティア活動ができないかというのを今、検討しているところでございます。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

入替えがありますので、しばらく休憩します。

—————・—————・—————  
休憩 午後4時10分

再開 午後4時14分  
—————・—————・—————

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

こちらの調査で報告をお願いしたいんですけども、その前に、野田部長から一言訂正があるとのことですので、よろしくをお願いします。

野田部長。

○建設部長（野田清仁君） 先ほど建築課の御審議を賜りまして、その折に田中委員の方から生垣条例に伴う補助金は廃止になっていなかったかという御指摘がございました。その時の答弁として、まだ残っていると申し上げたところでございますが、令和4年度で廃止したものとなっております。したがって、先ほどの発言については訂正させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。

○委員長（宮崎吉弘君） はい、では、説明をお願いします。

部長。

○建設部長（野田清仁君） では、建設部の分を私のほうから報告させていただければと思います。

○委員長（宮崎吉弘君） 一応委員の皆様には資料を、これを配付しておりますので、よろしいですかね。資料ありますか。そうです、そうです。

じゃあ、お願いします。部長。

○建設部長（野田清仁君） それでは、お手元の資料でございます。右上に都市計画課と

記載させていただいております。右下には1-1と記載されております。

まず、都市計画課のほうから御説明させていただきます。

令和5年度建設環境委員会所管事務事業一覧100万以上ということで、都市計画課の事務事業の中で100万円以上の事務事業でございます。

まず、一番左側、ナンバリングしております1番、事業名称、建築確認申請事務事業でございます。予算額310万5,000円でございます。こちらについては、建築基準法に基づく建築確認申請の手続の折に、セットバックに必要な測量業務の委託料、補償金等を計上させていただいております。

2番につきましては、先ほど所管事務報告の中で説明させていただいておりますので、割愛させていただければと思います。

続きまして、2枚目をお開きいただきたいと思います。右上のほうに建築課と記載させていただいております。こちらについては、まず、ナンバリングの1番の公共建築物中期予防保全事業でございます。予算額462万3,000円でございます。こちらは公共建築物の更新、長寿命化を目的としまして、改修であったり解体に必要なアスベスト調査、これを一括してさせていただく事業となっております。主な内容としては委託料として431万1,000円になりまして、予算額としては462万3,000円を計上させていただいております。

2番、3番につきましては、先ほどの所管事務報告でございますので割愛させていただきます。

続きまして、右上に土木課と記載させていただいておりますナンバリング1番、急傾斜地崩壊対策事業でございます。予算額1億5,086万円でございます。こちらは筑紫小学校プール南側の急傾斜地崩壊対策事業として工事を行うものでございます。こちらは補助率2分の1の事業でございます。

ナンバリング2番でございます。天拝公園北道路整備事業でございます。予算額5,179万1,000円でございます。こちらは天拝公園の北道路の道路工事の工事費の5,179万1,000円でございます。

ナンバリング3番でございます。公共土木施設災害復旧事業でございます。こちらは公共災害で、災害がに起きた復旧工事の事業費として計上させていただいております。予算額5,312万3,000円でございます。内訳といたしましては、補助対象となり得るものとして3,400万円、単独工事費として1,000万円、また委託料として900万円等を計上させていただいております。

続きまして、維持管理課でございます。維持管理課の1番、道路等附帯施設維持管理事

業、予算額873万6,000円でございます。こちらは山家の駅舎、山神ダムの公園、平等寺の公衆トイレ、JR二日市駅西口トイレ、エレベーターの維持管理費の業務委託料として、主だったものとして計上させていただいております。

2番目の大門高架下駐車場管理事業でございます。予算額200万4,000円でございます。こちらは九州自動車道高架下の駐車場になります。そちらの維持管理業務として、主だったものとしては業務委託料として109万1,000円を計上させていただいております。

続きまして、河川維持管理事業でございます。予算額は3,333万円でございます。こちらは普通河川41河川でございます。そちらと調整池26か所の維持管理業務でございます。主な内容としては、草刈り業務、補修工事等を予算計上させていただいております。

続きまして、道路維持管理事業でございます。予算額は400万円。こちらは道路、河川、公園などの臨時的なごみの回収、清掃業務の委託料等を計上させていただいております。

続きまして、ナンバリング5番でございます。道路維持管理事業2億166万4,000円でございます。こちらは筑紫野市内の市道の維持管理を行うための予算になります。修繕料、草刈り、街路樹の管理業務委託料、あと、補修工事等を計上させていただいております。

続きまして、6番の橋梁長寿命化促進事業でございます。こちらは先ほどの所管事務調査の中の業務になってまいります。予算額1,285万2,000円を計上させていただいております。

続きまして、ナンバリング7番でございます。交通安全施設整備事業でございます。予算額2,232万5,000円でございます。こちらにつきましては、カーブミラーであったりガードレール等の交通安全施設の整備、更新等の費用にあてがわせていただいております。

ナンバリング8番でございます。県営宿舎跡地道路改良事業でございます。予算額1,929万8,000円でございます。県営宿舎跡地に面した市道の拡幅改良、老朽化した側溝布設替工事、舗装工事を予定させていただいております。

続きまして、ナンバリング9番、自転車駐車場管理事業でございます。予算額1億596万円でございます。こちらは市内主要駅の周辺に8か所の自転車駐車場を設置しておりますけれども、そちらの運営管理費を計上させていただいております。

続きまして、ナンバリング10番でございます。放置自転車対策事業でございます。予算額480万8,000円でございます。こちらは市内の駅周辺、自転車放置禁止区域を設定させていただいております。こちらの中に放置されている自転車の撤去作業等の業務、それと、撤去した自転車を保管しておく返還業務等の委託料を計上させていただいております。

続きまして、ナンバリング11番でございます。建築確認セットバック事業でございます。予算額150万円、建築確認に伴うセットバック部分の舗装工事費を計上させていただいております。

ナンバリング12番、公園維持管理事業でございます。1億4,889万4,000円でございます。市内にあります公園215か所の維持管理費等を計上させていただいております。

次のページをめくっていただきますと、続きまして区画整理課になります。区画整理課、ナンバリング1番が筑紫駅西口土地区画整理事業、予算額8,464万1,000円でございます。こちらは換地処分に向けた取組としての委託料を主だって計上させていただいております。

ナンバリング2番でございます。筑紫地区まちづくり整備事業、予算額771万5,000円でございます。こちらについては、まちづくり整備区域内の里道の一部への排水路の設置工事を予定しておりますので、そちらの工事費用等を計上させていただいております。

以上で建設部の主だった100万円以上の事務事業の予定を御報告させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） すみません。審査の途中ではあるんですけども、ここで委員会の会議時間の延長について、委員の皆様にお諮りをしたいと思います。

議案審査を進める所管事務調査の報告を受けるために、あらかじめ会議時間の延長を行いたいと思いますので、これに御異議ございませんかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） それは時間の進み具合でしょうけど。それでは、延長、帰るまで進めることにしたいと思います。

じゃあ、続けて。網かけをしてある分は予算審査のほうでも入っておりますので、もう簡素化で説明をお願いしたいと思います。お願いします。（「いや、もう終わりました」と呼ぶ者あり）環境ですよ。（「入れ替わらない」と呼ぶ者あり）ああ、入れ替わる。ごめんなさい、じゃあ。（「さっき議論していないから。質疑を。ここまでの分で質疑をやられたほうがいい」と呼ぶ者あり）田中委員。

○委員（田中 允君） すみません、3ページ。これの主なところ、工事箇所とか教えてくれんかな。1、2、3の3。公共土木施設災害復旧工事。ちょっと、この上の天拝公園って、これも今年からここで着工するわけ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。



- 委員（田中 允君） その辺り、ちょっと説明して。
- 土木課長（山田 学君） まず、天拝公園北側道路整備事業についてですけれども、工事は去年度から行っております。今年度も引き続き工事のほうを進めていこうと考えておるところでございます。
- 委員（田中 允君） 用地買収は終わったわけ、全部。
- 委員長（宮崎吉弘君） 課長。
- 土木課長（山田 学君） 終わりました。
- 委員（田中 允君） その辺り、説明せな分かん。前からこれ、工事中やけん。3番は。
- 土木課長（山田 学君） それと、3番の公共土木施設災害復旧事業につきましては、災害により被災した公共土木施設、例えば道路、河川、公園ですね。こういったものが壊れた場合に復旧を行うもので考えております。
- 委員（田中 允君） ああ、見込みね。
- 土木課長（山田 学君） 見込みです。
- 委員（田中 允君） まだ、またその辺備えて。分かっている箇所を補修するのかなと思っていた。
- 委員長（宮崎吉弘君） ほかにありますか。
- 田中委員。
- 委員（田中 允君） 去年の復旧工事というのは、もう全部その都度終わっておるということ。今の言い方で言えば。
- 委員長（宮崎吉弘君） 課長。
- 土木課長（山田 学君） 終わっております。
- 委員（田中 允君） 全部その都度終わっておるとのことね。
- 土木課長（山田 学君） はい。
- 委員（田中 允君） 分かりました。
- 委員長（宮崎吉弘君） いいですか。そしたら、入れ替えますかね。ほかの意見ありますか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、入れ替えます。しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時28分

再開 午後4時29分

○委員長（宮崎吉弘君） それでは、休憩前に引き続き、今度は環境課のほうで説明をお願いしたいと思います。

部長。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 環境経済部の分で、100万円以上の事業費について説明させていただきます。ページ数は6ページからになります。

まず、1番、環境衛生推進委員運営事業898万1,000円、ごみゼロ運動などの地域美化活動に要する費用でございます。

2番目、合併処理浄化槽……。

○委員（田中 允君） ちょっと待ってんない。そんな早く言ったら分からんめえもん。しっかり説明せんね、ゆっくり、分かるごと。そして、この中身も、ごみゼロ運動は年に2回するのか3回するのか分からんけど、そういうこと全然説明せんね。

○環境経済部長（平嶋顕治君） はい、すみません。

○委員長（宮崎吉弘君） じゃあ、お願いします。

○環境経済部長（平嶋顕治君） 6ページのほうから、すみません。

環境衛生推進委員運営事業でございます。898万1,000円で、ごみゼロ運動などの地域美化活動に要する費用で計上させていただいております。年に2回させていただいております。

2番目、合併処理浄化槽設置推進事業でございます。149万2,000円。合併浄化槽へ転換する際の設置費用の一部を補助費として出している事業でございます。

次に、3番目、火葬場関連事業、予算額4,190万3,000円。筑慈苑施設組合への拠出金でございます。

次に、4番目、納骨堂維持管理事業、予算額2,106万8,000円。市内4地区に設置されました納骨堂の補修、改修費でございます。

5番目、新エネルギー設備普及事業、400万円。太陽光発電システム、家庭用燃料電池、住宅用蓄電池の設置補助費でございます。

6番目、公害対策事業、予算額666万1,000円。河川10か所の水質検査、地下水5か所の水質調査、それから、平等寺地区の周辺水質調査の費用でございます。

7番目、地域美化推進事業として175万6,000円。地域清掃ごみ収集用のトラックの配車費でございます。

8番目、ごみ収集事業、7億2,011万5,000円。家庭から排出された廃棄物の収集運搬業務として上げさせていただいております。

9番目、旧不燃物処理場跡管理事業でございます。予算額127万5,000円。旧不燃物処理場跡地の排水処理施設の維持管理委託業務でございます。

10番目、ごみ指定袋等購入・販売事業、1億4,174万5,000円。ごみ指定袋、粗大ごみシールの作成及び販売委託料でございます。

11番目、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合負担金事業、7億3,094万円。筑紫野・小郡・基山清掃施設組合への拠出金でございます。

次ページをお開きください。

12番目、古紙集団回収奨励事業、1,800万円。古紙等の集団回収を実施する町内会及び社会教育関係団体等への奨励金でございます。

13番、し尿運搬業務運営事業、2,576万8,000円。原田し尿中継基地の運営管理及び両筑苑への移送業務の費用でございます。

14番目、し尿処理事業、両筑衛生施設組合への拠出金でございます。4,188万2,000円でございます。

環境課は以上でございます。

次に、8ページ目、農政課でございます。

1番、農業振興一般運営事業、264万円。筑紫野市地域水田農業推進協議会への事業費補助でございます。

2番目、野菜振興対策補助事業、108万円。JA筑紫が組織する各部会等への活動支援金でございます。

3番目、良質米種子更新補助事業でございます150万円。JA筑紫を通じ、米種子の購入農家に対し、米種子購入費用を補助する事業でございます。

4番目、有害鳥獣対策事業、145万2,000円。筑紫野市鳥獣被害防止対策協議会への有害鳥獣対策の経費負担でございます。

5番目、中山間地域等直接支払事業、1,503万4,000円。中山間地域等の農用地維持管理のための集落等に対する農業生産活動支援費でございます。

6番目、山神ダム水源地域振興事業、350万円。平等寺水源農林業振興組合への補助でございます。全額、山神水道企業団のほうから補助があっております。

7番目、環境保全型農業直接支援費交付金事業、165万6,000円。環境保全型農業に取り組む農業者への交付金でございます。

8番目、農業次世代人材投資事業、300万円。農業の担い手の確保のため、新規青年就農者への資金交付でございます。

9番目、畜産競争力強化対策事業でございます。717万3,000円。畜産農家の規模拡大等に必要な施設機械の取得に対する補助でございます。

10番目、市民農園運営事業、130万4,000円、市民への農園の貸出し事業でございます。

11番目、農村環境整備事業、3,013万9,000円。農業用施設、農道、水路、井堰、ため池等の整備、改修費用でございます。

12番目、多面的機能支払交付金事業、1,509万3,000円。農地の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対する交付金でございます。

次ページをお開きください。

13番目、農村地域防災減災事業、1,000万円。防災重点農業用ため池の劣化状況評価等、農業用ため池の防災工事費用でございます。

14番目、水田営農対策事業、207万2,000円。筑紫野市水田農業対策協議会における協議、調整に関する費用でございます。

15番目、産地づくり推進補助事業（水田調整対策補助事業）でございます。1,800万円。農業者への交付対象作物を作付け、出荷または販売に対する実施補助でございます。

16番、林業一般事務事業、735万6,000円。下草刈り、間伐等による市有林の保育管理費でございます。

17番、荒廃森林整備事業、2,400万1,000円。荒廃森林の再生及び森林の有する公益的機能の増加のための森林整備費用でございます。

18番、林業振興対策助成事業、450万円。農林業者に対する林業振興事業に要する費用助成でございます。造林事業費の補助、水源保全地の整備事業の助成金でございます。

19番目、森林環境譲与税活用事業、2,769万7,000円。森林所有者意向調査準備作業や森林巡視、放置竹林整備、森林ボランティア活動運営、林業用施設維持修繕工事等で使わせていただく予定でございます。

20番目、林道整備事業、287万3,000円。林道の整備、維持工事費でございます。

21番、農地災害復旧事業、608万円。農地の災害復旧工事費でございます。

22番目、農業用施設災害復旧事業、301万円。農業用施設の災害復旧工事費でございます。

23番目、林業施設災害復旧事業、351万円。林業用施設の災害復旧工事費でございます。

10ページ、11ページをお開きください。

商工観光課になります。

1 番、労働金庫預託事業、1,000万円。九州労働金庫に預託する預託金でございます。

2 番目、住宅・土地統計調査事業、668万2,000円。国民の住宅の実態や土地の保有状況等の調査費用でございます。

3 番目、中小企業融資預託・保証料補助事業、2億8,804万8,000円。指定された金融機関への中小企業融資の預託金でございます。

4 番目、商工振興対策補助事業、2,392万円。筑紫野市商工会に対する補助、市内中小事業者への経営改善等への取組に使われております。

5 番目、中心市街地活性化補助事業、150万円。まちづくりNPO法人ほっと二日市への活動補助でございます。

6 番、いきいき商工農フェスタ補助事業、190万円。筑紫野市商工会に対する補助でございます。

7 番目、空き店舗対策補助事業、362万5,000円。市指定の地域における空き店舗で開業する事業者に対する家賃の一部補助でございます。

8 番目、紫プロジェクト推進事業、170万円。筑紫野市商工会に対する補助で、紫をキーワードとしたまちづくり活動への補助金でございます。

9 番目、地域活性化商品券補助事業、3,250万円。筑紫野市商工会に対する補助で、プレミアム所付商品券の発行に使われる予算でございます。

次に、10番目、温泉施設等物価高騰対策事業、1,110万円。エネルギー価格高騰の影響を受けた温泉施設等の事業者に対する事業継続支援でございます。

11番目、観光施設管理運営事業、540万3,000円。市の観光施設の管理運営に係る委託料等でございます。

次ページをお開きください。11ページですね。

12番目、天拝山観月会開催事業、予算額360万円。天拝山観月会実行委員会の活動費補助金でございます。

13番目、二日市温泉藤まつり開催事業、270万円。二日市温泉藤まつり実行委員会の活動費補助金でございます。

14番目、観光振興対策補助事業、450万円。筑紫野市観光協会の活動に対する補助でございます。

12ページ、上下水道料金総務課、工務課でございます。

1 番、一般会計の分でございます。水道水源開発・広域化事業、9,349万5,000円。福岡

地区水道企業団出資金でございます。これは地方公営企業の繰出基準に基づくものでございます。

2番目、福岡地区水道企業団補助事業、143万5,000円。福岡地区水道企業団補助金でございます。

次に、3番目、農業集落排水事業特別会計繰出金事業、1億5,846万5,000円。農業集落排水事業特別会計への繰出金、繰出基準に基づくものでございます。

次に、下水道事業会計繰出金、4億99万1,000円。下水道事業会計繰出金として、繰出基準に基づくものでございます。

5番目、特別会計、農業集落排水施設維持管理費事業、8,122万7,000円。農業集落排水処理施設維持管理費等手数料でございます。

次に、6番、公債費元金償還事務事業、1億96万4,000円。地方債定例償還元金でございます。

7番目、公債費利子償還事業、1,137万4,000円。地方債定例償還利子でございます。

8番目、水道事業会計になります。水道事業費用、営業費用、原水及び浄水費でございます。11億5,741万3,000円。常松浄水場運転管理委託、山口浄水場運転管理委託ほか、7,212万9,000円を計上しております。あと、受水費としまして、山神水道企業団、福岡地区水道企業団に対して9億9,976万5,000円を予算化しております。

次に、9番目、配水及び給水費7,966万1,000円、委託料として、漏水等修理工事当番委託料ほかとして1,692万2,000円、修繕費として3,402万8,000円を計上しております。

10番目、業務費8,029万3,000円、委託料として検針事務委託2,476万7,000円、修繕費、量水器取替え分として1,814万4,000円等を計上しております。

次に、総係費5,603万8,000円、賃借料として、庁舎の分ですね、327万9,000円、負担金、庁舎の維持管理負担金として309万3,000円等を計上しております。

次ページをお開きください。

12番目、減価償却費4億5,190万6,000円。固定資産減価償却費でございます。

13番目、資産減耗費1,220万円。固定資産除却費でございます。

14番目、営業外費用、支払い利息6,285万3,000円。企業債利息でございます。

15番目、消費税としまして3,780万円。消費税納付税額でございます。

16番目、建設改良費としまして、予算額4億3,367万3,000円。委託料、水道事業変更届出書作成業務委託等で2,744万1,000円、工事請負費、筑紫駅前通地区水道管布設替工事費ほかで3億7,659万6,000円を計上しております。

17番目、固定資産購入費325万1,000円。固定資産購入費として、量水器ほかで計上しております。

18番目、企業債償還金、4億519万円。企業債償還金でございます。

19番目、下水道事業会計になります。下水道事業費用、営業費用、管渠費でございます。3,717万4,000円。修繕費、下見ポンプ場ナンバー2ポンプ取替工事ほか509万9,000円、委託料、ポンプ場維持管理業務委託ほか1,544万3,000円、工事請負費、管渠等補修工事費1,100万円を計上しております。

次に、20番目、流域下水道維持管理負担金でございます。8億8,800万円。流域下水道維持管理負担金でございます。

21番目、業務費2,301万4,000円。委託料、下水道使用料徴収事務委託料2,300万9,000円を計上しております。

22番目、総係費8,951万9,000円。負担金として、下水道会計年度任用職員負担金ほか624万5,000円、委託料として、下水道台帳整備委託料として849万4,000円計上しております。

最後、14ページでございます。

23番目、減価償却費8億7,466万2,000円。固定資産減価償却費でございます。

24番目、資産減耗費4,391万9,000円。固定資産除却費でございます。

25番目、営業外費用支払い利息1億823万8,000円。企業債利息でございます。

26番目、消費税6,524万2,000円。消費税納税額でございます。

27番目、建設改良費、公共下水道整備費2億4,103万5,000円。委託料として、二日市地区管路施設調査業務委託料ほか4,947万4,000円、工事請負費として、筑紫台団地下水道管布設工事ほかとして1億5,329万1,000円を計上しております。

28番目、流域下水道建設負担金1億6,228万6,000円。流域下水道建設負担金でございます。

29番目、企業債償還金6億3,428万8,000円。企業債償還金として計上させていただいております。

以上、環境経済部分でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） お疲れさまでした。ただいま執行部より6ページから14ページまで説明を受けましたが、質疑はありますか。

○委員（田中 允君） もう少し中身を知りたいわけよね、今度予算でやるかどうかもしれんけど。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。ボタンを押してもらって。

○委員（田中 允君） 7ページ、古紙等の集団回収する町内会運営の負担の奨励金、これの回収を子ども会やらにやりよるお金があるやない。あげなどの内訳やらが欲しいとよ、俺は。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 奨励金といたしまして、1キロ当たり8円を奨励させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それぐらい答えてんない、ちゃんと言わんで。もっと詳しく説明せんかい。1キロ幾らですって言わんで、もうちょっと詳しく、行政区はどこが入っとる、入っとらんとか、詳しく聞きたいわけよ、いろいろ。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） 全体的で言わせていただきますと、1キロ8円の補助でございまして、全体の重さ……、予算といたしましては、想定される重さ、225万キロを想定させていただいております。市民の方というか、グループの方たち、地元の方たちが集められたものに対して、それに8円掛けさせていただいております。

以上です。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） それは最近の変動はあると、値段の。負担金というか助成金というか補助金というか、そういうことに関して変化とかあるわけですか。

○委員長（宮崎吉弘君） 課長。

○環境課長（八尋優一君） ここ数年は、1キロ当たりの8円の奨励金の変化はございません。

○委員長（宮崎吉弘君） ほかありますか。はい。

○委員（横尾秋洋君） 資料要求を認めれば向こうからすつと出てくるけど、決算のときに、いろんな団体で、幾らどこに、自治体に幾ら払っているということを受けて、幾らというのが出てきよったから。

○委員（田中 允君） だから、予算として、そういうのが出てくると思っとった。質問はこれやけどね。予算委員会で資料出てきとるやない。

○委員長（宮崎吉弘君） 田中委員。

○委員（田中 允君） 休憩して。



○委員長（宮崎吉弘君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 4 時53分

再開 午後 4 時57分

---

○委員長（宮崎吉弘君） そうでしたら、休憩前に引き続き会議を再開します。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮崎吉弘君） 以上で、そうでしたら質疑を打ち切ります。ありがとうございました。

これもちまして本日の議事は終了いたしました。

建設環境常任委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

---

散会 午後 4 時58分